

目 次

◆巻頭言

東京大学大学院教育学研究科長

金子 元久…………… 1

◆大学に、社会に、発信する相談室への期待

心理教育相談室運営小委員会委員長・総合教育科学専攻長

市川 伸一…………… 2

◆相談室長挨拶

東京大学大学院教育学研究科 臨床心理学コース

下山 晴彦…………… 3

● 公開講座の記録

「若者のひきこもりと就労支援」

◆若者のひきこもりについて

山梨県立精神保健福祉センター所長・山梨県中央児童相談所副所長

近藤 直司…………… 4

◆若者の就労支援の構想

厚生労働省・労働基準局安全衛生部環境改善室長

半田 有通…………… 14

■心理教育相談室のご案内 …………… 31

■2007年度活動報告 …………… 34

■心理教育相談室の構成 …………… 38

巻 頭 言

東京大学大学院教育学研究科長
金子 元久



心理教育相談室は昨年、創立50周年を迎えました。子どもと保護者のかたがたの、切実な悩みと願いにこたえること、それと同時に実践的な活動を学術的な研究・教育につなげていくこと。これが心理教育相談室の存在理由であり、またその活動の困難さの由来するところであったと思います。それを幾多の先輩の努力によって乗り越えて、この50周年記念を迎えた訳です。

こうした活動の上になつて、相談室はいま51年目をむかえました。いわば第二の50周年の第一歩の歩みを始めたといえるのでしょう。これからの50年間に相談室が、あるいは心理学や教育学がどのように変わっていくのかは、見当もつきません。しかし一つ明らかなのは、時々々の課題に誠実にとりくむ、一人一人のメンバーの着実な努力が、それを作っていく、ということだろうと思います。

これは心理教育相談室だけでなく、その母体である教育学部・教育学研究科全体についてもいえることでしょう。ここ数年間に日本の教育に起こってきたことを考えると、日本の教育がいま大きな危機に直面していることは明らかです。そして教育学がそうした状況に十分に応えているかといえば、必ずしもそうは言えないのではないのでしょうか。いわば教育学も危機にあるのです。しかしこれまで教育学研究科を作ってきた先輩たちはやはり、そのときどきの危機を地道な努力によって乗り越えてきたのだと考えれば、いま我々がやらなければならないことは明らかです。

この年報に記されているのは、そうした心理教育相談質の未来に向かつての着実な努力の第一歩です。これがさらに次の一歩、そしてさらにその次の一歩につながっていくことを信じて、巻頭の言葉とします。

大学に、社会に、発信する相談室への期待

心理教育相談室運営小委員会委員長・
総合教育科学専攻長
市川 伸一



大学の学問がややもすると現実の社会的問題と乖離しがちであると言われる中で、心理臨床が、人間にとってリアルな問題と直面しながら、実践的に研究をすすめていることにはいつも敬服している。生活の中で悩みを抱えた来談者に対して、彼らをどう理解し、何ができるかをケースごとに深めていく。さらにそれを、研究として高めていく。私もかつて、相談室のケース・カンファレンスに1年間ほどオブザーバーとして参加させていただいたことがあるが、教員と大学院生たちが一つ一つのケースを丁寧に検討し、学び合っている場を見るたびに、学問と社会的実践とが見事に融合した姿だと感じていた。

本研究科の心理教育相談室は昨年50周年を迎え、設備や組織もますます充実しつつある。ここで、次の時代への期待というと、いったい何になるだろうか。私は、大学の中で、あるいは、社会の中で、心理臨床の実践から見えてきたことを発信し、他の学問や教育実践を啓発してくれることではないかと思っている。それは、ある意味では、相談室が形式的にややクローズなものにならざるをえなくなったからこそ、なのである。つまり、「臨床心理士」の指定校になったことにより、教員（臨床心理スーパーバイザー）や相談員（大学院生）は臨床心理学コース所属でなくてはならなくなった。それは、研究・教育の専門性を追求するための一つの方策として、とらざるをえない道だったのであろう。

しかし、それは、相談室の活動や研究成果が閉ざされたものとなることを意味するわけではない。むしろ、高度な専門性から得られた人間観、発達観、教育観に基づいて、現代の心理や教育について、積極的な提言や交流をしてほしい。幸いにも、最近では、教育学研究科の諸分野でも、学校教育や社会教育などの教育実践現場との連携は盛んになりつつある。大学そのものも、「社会貢献」を求められている時代である。心理教育相談室は、まさに大学の社会貢献の先達としての役割を求められている。社会と密接に結びつき、既存の学問分野を横断したシンポジウムや研究プロジェクトの中心として、これからの相談室が機能してくれることを大いに期待したい。

室長挨拶

東京大学大学院臨床心理学コース

下山 晴彦



昨年度、心理教育相談室は、多くの方々に支えられ、創立50周年を迎えることができました。それにともなって、さまざまな行事を実施しました。まず「ようこそ先輩シリーズ」として、3名の先輩をお招きし、現役のメンバーに相談室の思い出と現在のキャリアについてお話をいただきました。昨年の年報は、その講演内容に加えて、多くの先輩方にも寄稿していただき、心理教育相談室創立50周年記念号として刊行しました。そして、10月13日には、本学理事・副学長である浅島誠先生をはじめとする多くの皆様のご参加を得て、山上会館でめでたく創立50周年記念式典を開催することができました。また、記念式典の内容を再構成する形で「心理教育相談室の50年」と題する心理教育相談室年報別巻も発刊しました。改めて皆様のご支援に感謝する次第です。

今年度は、心理教育相談室にとって50周年を超えて新たな1ページを刻む年となりました。喩えるならば、51年前に種子を得て地上に芽を出した相談室がさまざまな風雪に耐え、紆余曲折を経て次第に大きな樹木となり、さらに新たな成長の段階に至っているといえます。心理教育相談室は、決して一本筋の通ったまっすぐな大木というわけではありません。むしろ、さまざまな方向に枝が伸びた、曲がりくねった幹をもつ樹木といえます。多様性、それが本学の心理教育相談室の魅力です。そして、新たなステージでは、その多様な枝をもつ樹木をしっかりと根付け、さらに豊かな実りをもたらすものに成長させていくことが求められています。根を張るという点では、大学を含めた地域のコミュニティに貢献できる、開かれた組織にしていきます。多様な枝をもつことについては、臨床心理学の最新の臨床研究の成果を取り入れた心理援助の方法を実践していきます。さらに、豊かな実りをもたらすという点については、教育訓練プログラムのさらなる充実を目指します。

このように心理教育相談室は、新たな発展に向けて意欲的に取り組んでおります。どうぞ関係各位の、一層のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

公開講座の記録

「若者のひきこもりと就労支援」

若者のひきこもりについて

山梨県立精神保健福祉センター所長・山梨県中央児童相談所副所長 近 藤 直 司



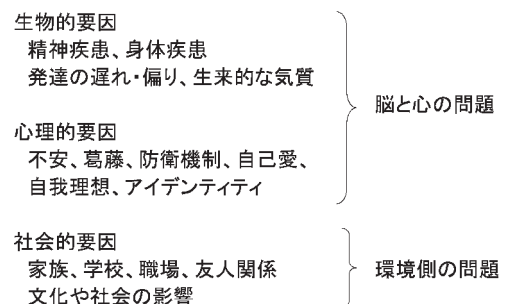
若者のひきこもりについて ～精神医学的背景と治療・援助～

近藤直司

山梨県立精神保健福祉センター
山梨県中央児童相談所

スライド①

ひきこもり問題の背景要因



スライド②

ただいまご紹介いただきました近藤と申します。山梨県に勤務をしております精神科医です。よろしくお願い致します。最初に、このような貴重な機会を与えてくださいました下山先生や武藤先生他、関係の先生方に厚く御礼を申し上げます。たいへん過分なご紹介を頂きましたが、ご覧のと通りの若輩者ですので、何とも頼りないのが出てきものだと、びっくりしておられる方もおいでかと思いますが、私に与えられている課題は、今日的な若者のひきこもり問題に関する精神医学的な理解をなるべくコンパクトにお話しすることだと思っておりますので、さっそく内容に入らせていただきます。お手元にスライドの一部がお配りしてございますので、大体これに沿って進めて参ります。いくつか症例をお話するつもりなのですが、これは画面の方だけで、お手元の配布資料には入っておりません。

まず、ひきこもり問題の背景要因を簡単にまとめておきたいと思います（スライド②）。不登校や家庭内暴力、ひきこもりとか、いろいろな若者の問題がありますがけれども、このように多角的に捉えるのが良いのではないかと思います。生物的要因、心理的要因、社会的な要

因の三つです。生物的な要因と申しますのは、精神疾患とか身体疾患、発達の遅れや偏り、持って生まれたその人の気質といったようなものです。心理的な要因は、不安とか葛藤、防衛機制、自己愛、自我理想、アイデンティティといったような心の有り様です。生物的な問題と心理的な問題とを合わせて、ここではご本人の「脳と心の

問題」というふうにとめておきたいと思います。それから、ひきこもりの問題が日本で深刻化しているとするれば、これはおそらく社会構造ですとか、わたしたちが暮らしているこの国の文化ですとか、家族状況、経済状況など、おそらくいろいろな文化・社会的影響の上に成り立っているのだろうと思われる。これらを大きくまとめて「環境側の問題」というふうにしておきたいと思います。

今日は環境側の問題についてはあまり触れないつもりですが、そうなると、話があまりにも脳と心にばかりに偏ってしまいそうな気がしますので、いろいろな文化・社会的な状況が絡み合っている問題であるということを確認するために1枚だけ入れておきました（スライド③）。ひきこもりの問題がこれだけ増えている背景としては、例えば、自立を重視しない家族文化。例えば日本では、成人を迎えた人が親と一緒に暮らしていても、あまり違和感がありません。20歳の誕生日を迎えたその日から、いつ家を出るかということが話題になり始める国もあると聞きますので、そういうことを考えると、日本という国の家族文化はあまり若者の自立を重視しないのではないかという指摘です。あるいは、わが国の社会は過剰な競争社会であって、勝つことを諦めた若者が無気力になってしまうのではないかということを指摘する方もいらっしゃいます。それから、親世代は働くことに大きな価値観を置いて、実際に日本の高度経済成長に貢献してきたわけですが、その子世代にあたる人たちは、どうも働くということに対してあまり価値観を感じていないのではないかという指摘もあります。さらには、インターネットが普及したり、子どもの遊び方が変化して、子どもが並んでゲームをして遊んでいる風景などもよく見かけますが、ああいう遊び方の変化が社会的な対人関係の技能を低下させているのではないかとすることを指摘する方もいます。それから、わが国では、社会参加に

躓いた青年の就労を支援するシステムが弱いのではないかとすることを指摘する方もいます。どれが正解ということではないのですが、こういった文化的・社会的な背景も、ひきこもり問題には少なからず絡んでいるのだろうということを確認しておきたいと思います。それから、家族の有り様と青年のひきこもりとの関連も決して軽視することのできない観点であります、今日はもっぱら「脳と心の問題」に注目してお話しさせていただきたいと思います。

脳と心の問題という観点からひきこもっている人をお一人お一人みていくと、いろいろな人がいるのだということを確認していきたいと思います。若者のひきこもり問題というと、みんなが同じような問題を抱えている、かなり均質な問題なのではないかという印象をもたれる方もいるようですが、有効な支援を展開するためには、1人1人の特徴や背景要因がかなり多様であることをしっかり確認する必要があると思います。

例をあげていきたいと思います（スライド④）。ある時期から幻聴とか妄想などの精神病症状が生じていて、そのために他人を避けている人がいます。それから、おもに生物学的な要因から生活全般にわたって意欲や活動性が著しく低下していて、半ば寝たきりのような生活になっているひきこもり事例も少なくありません。

それから、次の3番目、4番目、5番目はいずれも不安、緊張、恐怖感がキーワードです。不安、緊張、恐怖感などのために社会的活動が著しく制限されている。軽い方から重い方まで様々ですが、人と関わるときの緊張感や不安感に何とか耐えながら生活している方がいる一方で、人とすれ違いそうになると電信柱の陰に隠れてしまう、人が寝静まった深夜でないと外に出られないという方もいらっしゃいます。それから6番目は、もともとは強い不安感、緊張感のためにひきこもっていたけれども、ひきこもって刺激を回避していると多少は楽に過ご

ひきこもり問題の文化・社会的背景

- ◇“自立”を重視しない家族文化
- ◇過剰な競争社会と勝つことを諦めた若者の無気力
- ◇親世代の経済的余裕と、子世代に広がる「働くこと」への脱価値化
- ◇インターネットの普及や子どもの遊び方の変化による社会的（対人関係）技能の低下
- ◇社会参加につまづいた青年への就労支援システムの不備

スライド③

ひきこもりの要因となる脳と心の問題（1）

- ◇幻聴や妄想などの精神病症状によって他者を避け、外出もしない。
- ◇生活全般にわたって意欲や活動性が著しく低下し、寝たきりのような生活が続いている。
- ◇不安や緊張、恐怖感のために社会的活動が著しく制限されており、本人も悩んでいる。
- ◇もともとは社会的な場面で強い不安・恐怖感があつたが、ひきこもり、刺激を回避することによって、現在は軽減している。本人は現状を変えようとは考えていないので、その状態が固定化してしまっている。
- ◇本人も、何とかしなければと思っているが、失敗したり、恥をかくことを恐れる気持ちが強すぎて、何一つ行動に移せない。

スライド④

せるので、また外に出たり、人と関わってつらい思いをするよりは今の生活の方がいいと考えるようになって、問題が長期化しているような場合です。一番下は、何とかしなくてはいけないというご本人さんも思っているのですが、何かを始めたときに、失敗したり、失敗して恥をかくような事態を恐れる気持ちが強すぎて、実際には何一つ行動に移せないというような方です。

(スライド⑤)次に、生まれつき学力や運動能力、社会性・対人関係持ち方などの面で同年代の仲間についていけないところがあって、生活の中で挫折感や劣等感を抱くような出来事がさらに重なったりして、思春期や青年期に至るまでにはすっかり自信がなくなってしまうたり、人嫌いになってしまったりして、ひきこもっている人たちがいます。これは、同年代についていけないところを生まれつきもっていたというところが重要なポイントになります。

さらに、その下の3つの例は、もともとの素質に加えて、その後の経験を重ねながら思春期や青年期でその人のパーソナリティができていっていったときに、ある種の問題が生じているような事例です。例えば、尊大で人を見下すような傾向が強い一方で、ご自分の自己愛が傷つくことには敏感であったり、今の自分、できない自分をしっかり認めたくて目標に向かってコツコツ努力していく、というようなことが好きではないような方。それから、劣等感が強く、批判されたり拒絶されたりすることに著しく過敏になってしまっていて、対人関係や社会的な場면을回避するそういうパターンが身に付いてしまっている方ですとか。あるいは、人嫌いの傾向が強くてあまり外には出ないけれども、家族に対してはかなり依存的であったり、自分がうまくいかなかったのは家族のせいだ、親のせいだといった他罰的な考え方をする傾向の強い人。悪いのは親なのであって、自分の問題を自ら解決しなくてはならないというような発想を持てな

い方、こういう方もいらっしゃいます。

ひきこもっている人たち1人1人の脳と心の問題には、かなり多様性があることを確認していただけたかと思います。これらに精神医学的な診断名をあてはめてみたいと思います。先ほど、不安感や緊張感、恐怖感がおもな問題になっていると思われる方たちのことを少し話しました。WHO（世界保健機構）が作成したICD-10という診断基準では、「社会恐怖」という診断カテゴリーに当てはまります(スライド⑥)。従来わが国では、「対人恐怖」と呼ばれていたものとも重なりますが、社会恐怖の説明として、ICD-10には「比較的小さな集団内で他の人々から見られる恐れを中心とする。この問題のために完全な社会的孤立に至ることがある。」と記載されています。またICD-10には、「外傷後ストレス障害」、つまり非常に重篤な、死ぬか生きるかみたいな体験をした後の心の後遺症としてひきこもりの問題が起きる場合があることも記載されております。

いま映っているスライドはお手元の配付資料にはありません。簡単に事例を紹介します。この方は26歳の女性で、予備校時代から8年間ひきこもり状態にあった方です。予備校でストーカーのような男の子に付け回されことがきっかけでひきこもり始めてしまったと話しておられました。お話を聞いている感じでは、彼女に好意をもっている男の子が「一緒に勉強しようよ」とか、「一緒に帰らない？」と誘っていたけようにも感じられましたが、彼女はそれをストーカー行為と体験していました。この人とやりとりを続けていって分かってきたのは、彼女が子どもの頃、何年間かに渡っておじいさんから性的虐待を受けていたということでした。先ほど、破局的な体験後の心の後遺症ということをお話しましたが、この人はおそらくその男の子に言い寄られたことがきっかけになって、破局的な被虐待体験が想起されてしまったのだらうと思われます。あるいは、ICD-10に記載されてい

ひきこもりの要因となる脳と心の問題(2)

◇生まれつき、学力や運動能力、社会性などの面で、同年代の仲間についていけないところがあった。挫折感や劣等感を抱くような出来事が重なり、すっかり自信をなくしてしまった。

◇尊大で他者を見下す傾向がある。自尊心が傷つくことに敏感で、頭を下げたり、コツコツ努力することはしたくないようである。

◇劣等感が強く、批判・拒絶されることに著しく過敏になってしまい、対人関係や社会的な場면을回避するパターンが身に付いている。

◇厭世的な傾向が強いが、家族に対しては依存的・他罰的であり、自ら問題を解決しようという動機付けは曖昧である。

スライド⑤

F4 神経症性障害、ストレス関連障害、および身体表現性障害(ICD-10)

＜広場恐怖＞開放空間、家を離れること、店、雑踏、公衆の場所、一人で旅行することに対する恐れなどを含む…完全に家にこもってしまう患者もいる。

＜社会恐怖＞比較的小さな集団内で、他の人々から注視される恐れを中核とし…ほとんど完全な社会的孤立に至ることがある…広場恐怖やうつ病性障害も患者を家にこもりきりにすることがある。

＜外傷後ストレス障害＞…破局体験後の持続的人格変化へ移行することがある…以下のような人格特徴…社会的なひきこもり、空虚感、無力感…。

スライド⑥

るような、「破局体験後の持続的人格変化への移行」と捉えられるのかもしれませんが。

次にお話ししようと思っているのは、もともと知的能力や社会性の発達といった点で同年代についていけないところがあるケースについてです。これらは広汎性発達障害といわれる生来的な発達特性をもっている方の事例です。この人は大学に入学後、まったく友達がつくれないし、どんな科目をとるのかとか、授業のカリキュラムも組むこともできなくて、大学生活がスタートできないままひきこもり状態になって3年が経っていました。ご本人さんは、「友達の作り方とか友達付き合いのノウハウがまったく分からない。」とおっしゃっていました。でも実はこの友達づきあいのノウハウをまったく分からない、人間関係のノウハウが分からないというふうな困り感は今に始まったことではなくて、子どもの頃からだったそうです。小学校から中学校では馴染みの友達と過ごし、高校でも友達や周りの人たちが引っ張っていったのですが、大学に入って、いろいろなことを1人きりでやらなくてはいけなくなったところで、まったく学生生活が送れなくなってしまったようでした。この方の発達歴ですが、お母さんによれば、赤ちゃんの頃は、「寝ていても、体に疲れが入っているみたいで、なんとも不自然な赤ちゃん」だったそうです。また、感情や表情が乏しかった、視線が合にくかった、人見知りがなかったといった特徴があったようです。幼稚園の頃は軽い言葉の発達の遅れがあったようです。こだわりが強く、他の子と協調して遊べないとか、自分なりのやり方にこだわってしまって、違うやり方を強要されるとかんしゃくを起こして騒ぎ出してしまうというような様子がみられていました。学校に入りますと、勉強はよくできるのですが、自分の興味があることを一方的に喋ってしまったり、こだわりが強く融通が利かないということがあり、そのことで、ひどいいじめに遭っていたようで、この時期に、かなり深刻な人嫌いや自信の喪失が起こっていたようです。それでも成績は良いので大学に進みますが、そこで人づきあいのノウハウがまったく分からないという問題が露呈して、ひきこもり状態に陥っています。

もう一例だけ簡単にお話します。この人もとても成績のいい方で、県内でも有数の進学校で上位の成績をとっていましたが、校外での集団活動についていけなくて、どうも彼一人のために活動全体がストップするという事態が起こったらしく、彼はそのことで強い挫折感を抱いていたようです。その後、自殺を図るなどした後、ひきこもり状態になっています。この人も広汎性発達障害といわれるような、生来的な発達特性をもっている方です。

小さい頃は不器用さつつま先歩きくらいで、それ以上は特徴的な所見はないのですが、保育園に入ってから頃からお子さんだったようです。その一方で、自分が嫌だと思ふことは絶対にしないといった頑固さもあったようです。学校ではとても成績は良いのですが、やはり小学校でも学校ではほとんど話ができなかったようです。当時の通知表を見せてもらいますと、担任の記入欄には、「挨拶ができるように励ましていきたいと思います」「自分の思ったことを発言していいんだよ」といったコメントが書き込まれています。これは随分後になって彼が教えてくれたことですが、この頃から彼は、周りの人が話している会話の内容や、周囲の出来事がどのように展開しているのかというようなことがさっぱり分からなかったのだそうです。

今、お話ししてきたような2例は広汎性発達障害といわれるような特性をもった方たちで、実は青年期のひきこもりケースの中にはかなり多く含まれていることが分かっています。お配りした資料の後ろの方に研究論文の要約を付けてありますので、後でご確認いただければと思います(資料を参照)。こうした方たちのひきこもりには、いくつかの特徴があるようです(スライド⑦)。例えば他の人の気持ち、意図とか周りで話されている会話とか、周りで起こっている状況の読みがどうもうまくいかない。何だか分からないけど、自分はみんなと違うみたいだといった漠然とした違和感とか、何かよくわからないけれど、いつもうまくいかないといった不適応感や自己不全感を抱いておられる。その「わからないこと」は、いくら工夫・努力してみてもやっぱり分からないので、半ば諦めてしまっていたり、自分は馬鹿なんだから仕方がないといった自己イメージや意欲の低下に繋がっていたりする。何かよく分からないのだけれど、自分がうまくいっていないということだけは分かるので、周囲

広汎性発達障害とひきこもり

1. 他者の意図や会話・状況の読みが苦手
2. 漠然とした違和感、不適応感、不全感
3. 諦め、自己評価の低下
4. 被害感(疑心暗鬼)、社会恐怖・対人恐怖
5. 今後のことを具体的に想像できない
6. 新しい体験に対する抵抗感
7. 過去の成功や不快な体験への固執
8. 現在の生活パターンへの固執
9. 特定の関心ごとへの没頭
10. 気質や社会性の質には個人差が大きい

スライド⑦

に対してひどく疑心暗鬼になってしまう。これがさっきの社会恐怖や対人恐怖に結びついている場合もあるようです。それから、これからどうなるのだろうか、これからどう生活していったらいいだろうとかといったことが具体的に想像できないという障害を持っていますので、新しい体験に対する抵抗感がとても強くて、今の生活を少しも変えたくないと思っている方が少なくないようです。過去のちょっとうまくいったこととか、過去でとっても嫌だったことなどに強く固執したり、特定の関心事に極端に没頭している人もいらっしゃいます。

この後、若者の就労・自立支援のお話を伺いますが、就労・自立支援の前にさまざまな支援が必要で、それなしにはとても就労支援の段階には移れないような方たちが多いのですが、広汎性発達障害の特性を持っている方の支援をどのように進めていくのかということも、今、私どもの現場ではかなり重要な課題になってきています（スライド⑧）。こういう方々への支援にあたっては、今までわたしたちがやってきた心理療法や精神科治療とはいくらか違った発想や技法も必要であろうということを実感しています。例えば、先ほど保育園の頃から外出先ではずっと緘黙状態になる人のことをお話ししましたが、ああいう方は面接場面にいらっしゃっても、最初はほとんど言語的なやりとりにはならないので、喋れない人との面接をどうやって工夫するかなどというのも重要なポイントです。それから、先ほどお示したような漠然とした被害感や自己不全感、いまの生活を変えたくない、新しいことには直面したくないといった同一性保持の傾向をどのように緩めて、新しい課題に取り組めるような意欲を高めていくか、などが重要な課題になります。これらはしばしば年単位の仕事になりますが。

次に、軽度の知的障害のある事例についてお話しします。特別支援学校に行くほどではないけれども、普通学級ではかなり厳しいぐらいの知的能力の人たちが、そう

とは認識されず、適切な配慮のないまま学校生活を送ると、とても気の毒なことになってしまう場合があります。この方はIQ65、軽度の知的障害をもっています。小学校2、3年の頃からすでに学業不振の状態で、九九の後ろの方は今もちゃんと身に付いていません。ですが、周囲には知的な発達に遅れのある子でという認識がないままだったので、「他の子のようにはいできない」という体験ばかりが積み重なったうえ、ひどいいじめの対象になって、中学2年でついに不登校になっています。その後、「通行人が僕のことを見て笑っている」といった被害感が強まってひきこもってしまい、家族に向かってかんしゃくを起こすようになりました。このケースの場合は、ご家族との相談を経て、ご本人さんにも出てきてもらえるようになって、療育手帳を取得してもらい、現在は福祉的な就労に結びついています。こうした発達障害と、その後、二次的に生じた問題が合わさって、ひきこもりが生じているケースがあるわけです。

最後に、「パーソナリティ障害」とか、「パーソナリティの問題」と言われるようなケースについて少しお話しします。「パーソナリティ」とは、生来的な素質に加えて、その後の体験の積み重ねによって形成された物事の考え方や捉え方、あるいは行動のパターンのことです。「パーソナリティの障害」「パーソナリティの問題」というのは、それらの偏りや歪みのために、ご本人や周囲が困っているという意味になります。こういう問題をもつ人の中にもひきこもる人がいます。（スライド⑨）たとえば、自分の問題を自分で何とかしなければいけないという能動性を放棄してしまって、ご家族に依存したり、寄生したりしている。だけれども、「やろうと思えば、おれは何だってできる」といった万能感が強かったりすると、他人に弱みを見せることになるような状況に回避したまま、あるいは頭を下げたり知恵を求めたりもしない状況のまま、問題が長期化していくことになります。また、実際

広汎性発達障害を背景とする ひきこもりケースへの治療・援助

1. 相談面接への導入と継続：個人差を踏まえて
2. 非言語的な面接の工夫：検査や活動の活用
3. SST(社会技能訓練)：具体性と細分化
4. 個人・集団による心理療法的アプローチ
：安全な対人場面や所属感の体験
偶発的な体験やmentalizingな技法の活用
被害感の軽減と新しい取り組みへの意欲
5. 薬物療法：二次障害や衝動行為に対して
6. 就労支援

スライド⑧

パーソナリティ障害・傾向のために ひきこもるケースの特徴

◇自らの能動性を放棄し、家族に依存・寄生することで安定を維持していたり、万能感が強い場合などは、本人が支援・治療を拒むことが多い。

◇他者と関わろうとすると、心のバランスを失う。

◇精神療法が行き詰まったり、中断に至ることも多い。

スライド⑨

に人と関わろうとすると、急速に心のバランスを失って、極端な考え方に陥ったり、衝動的な問題行動が生じるような場合もあるので、心理療法や治療・援助が行き詰まってしまうことが多いようです。

これもお手元の資料には入っていないケースですが、簡単にご紹介します。この人は28歳の男の人で、インターネットでひきこもっている人同士のメール交換をしていたそうです。同じ相手としばらくやりとりしていると、「実際に会ってみようか」なんていう話が始まることもあるそうです。最初のうちは、彼はとても乗り気なのですが、話が具体的になってくると、いろいろなことが心配になってきます。心配というよりは、むしろ不気味な感じというべきでしょうか。これは仲間作りなんかではなくて、カルト宗教の勧誘なのではないか、うっかり会ったりすると、とんでもない世界に引きずり込まれていくのではないかと、といったような不気味さです。あるいは、実際に会い始めると、自分がその相手にとても依存的になるのではないかと、さらには自分の依存欲求がコントロールできなくなって、ストーカーまがいのことを始めてしまうのではないかという不安であったりします。結局、彼はインターネット上で知り合った人と、実際には会うことができずにお別れする。しばらくすると、次のメル友ができて、また会う相談を始めるのですが、やっぱり同じような不気味さや不安が生じてきて離れてしまう。こういうことをずっと繰り返していました。

もう一つ。この人はとても知的な印象を与える礼儀正しい好青年なのですが、どこかでは、「コツコツ働いているやつはご苦労さんだね」といったような、人を見下す一面があります。たとえ非合法的なことであっても、おもしろおかしく暮らせる人生というのがあるはずで、むしろそんな人生に憧れている。またこの人には、一発逆転のウルトラCのような何かが起きて、そのことによって自分の人生が劇的に良くなるといった空想に耽る傾向がありました。そのような空想がさまざまな不安や心の痛み、たとえば、今のひきこもり生活を続けていくと先々は一体どうになってしまうのかといった不安、誰とも関わることができないという孤独感などを麻痺させているということが続いていました。不安になったり孤独になったりすると、一発逆転の空想に耽ることでそれらを麻痺させる、自分を慰めることができる、ということですね。

(スライド⑩) こうしたパーソナリティの問題によってひきこもっている方々への治療・支援課題としては、まずは彼が人間関係をもっと安全なもの体験できる必要があるでしょう。それから、自己評価がもう少し安定することも大事だと思われそうですし、万能的な感覚がもう少し

パーソナリティ障害・傾向のためにひきこもる人への支援とは？

1. 人間関係を安全なもの体験できること
2. 自己評価が安定すること
3. 万能的な内的世界からの脱出
4. 依存性・寄生性の解消と能動性の回復

スライド⑩

ひきこもり問題の解決に向けて

<本人に対して>

薬物療法、精神・心理療法、訪問カウンセリング、グループや共同生活の体験、社会技能訓練、就労支援、生活技術の支援、予防的早期支援

<家族に対して>

親ガイダンス、親の会(自助グループ)、家族教室(心理教育的アプローチ)、家族療法

<社会的なアプローチ>

自立を重視した教育・青少年育成対策

スライド⑪

青年期のひきこもりを予防できるか？

①乳幼児期

軽度発達障害の把握と早期支援

②幼稚園・保育園・小学校

軽度の知的障害への気づきと支援

内向性や他者の意図・文脈の読めなさへの気づきと支援

③中学校・高校

高校卒業時の進路選択までを一つの目安に

不登校のまま卒業する生徒や中退者に対するケア

教育システムと相談機関についての情報提供

低すぎる自己評価の回復

④大学生活と就労の支援

⑤地域単位の早期介入ネットワークづくり

スライド⑫

し緩んで、弱い自分や素のままの自分に向かえ合えるようになれるといいなのでしょう。また、それらを通して、自分の人生は自分自身で何とかなくてはならないのだという能動性を回復してもらえかどうかが大きなポイントになるでしょう。

ここまでお話ししてきたように、ひきこもっている人の中にはいろいろな方がいます。ひきこもる人たちへの精神医学的診断と治療・支援方針は大きく三つに整理し

て考えるのが良いのではないかと思います（資料、表－2を参照）。第一群は、統合失調症や気分障害、不安障害などを主診断として、薬物療法などの生物学的治療を含めた精神医学的介入が必要ないしは有効と判断されるケースで、生物学的治療の他、病状や障害に応じた心理療法的アプローチや、福祉的な生活・就労支援が治療・支援の主体となるでしょう。第二群は、ひきこもりの発現に何らかの発達障害が関連していて、治療・援助においても発達支援の視点が不可欠と判断されたものです。個々の発達特性を踏まえた心理療法的アプローチや福祉的な生活・就労支援が中心となることが多いと思われるのですが、併存障害（うつ状態や不安・緊張感、被害感など）に対しては精神医学的治療が必要な場合もあります。第三群は、パーソナリティ障害（ないしは、その傾向trait）や身体表現性障害などの神経症的傾向、あるいは、薬物療法が無効ないしは補助的な手段にとどまるような気分障害や不安障害など、心理的－社会的支援が中心になると判断されるケースです。

お配りしてある資料（表－2）をご覧ください。これは精神保健福祉センターでお受けした相談ケースのうち、6ヶ月以上ひきこもっていた青年、なおかつご本人さんに会えた29例を対象に診断を検討した研究論文の要約です。29例のうち第一群に分類されたのは5例で、相談・支援の転帰としては、すべての方が精神科医療機関に繋がっています。第二群に分類されたのは13例で、医

療機関よりも精神保健福祉センターや発達障害者支援センターなどの相談機関で支援を継続している人が多く、一部に就労に至っている方もいます。最後にお話したような第三群に分類されたのが6件でした。

私の話はこれで終わりたいと思うのですが、今日お話ししようとしていたのは、ひきこもっているご本人さんにはいろんな背景があって、お1人お1人をよくみて支援の方法を考えていかないといけないということです。ひきこもり問題の解決のために必要な支援をまとめて羅列してみると、このスライドのように、とても多くのメニューが必要になってくることがわかります。これは、ひきこもりの背景がかなり多様であることの表れですし、ご家族だけの相談をどのように進めていくかも重要な課題です。ひきこもっているご本人には何らかの診断名がつくこともお示しました。診断がつくということで、ひきこもっている人がすべて精神科医療の対象であるかのようにお感じになる方がいるかもしれませんが、むしろ、薬物療法が必須なケースがあるのと同時に、心理療法や発達支援、生活・就労支援など、多くの非医療的支援が必要であることが明らかになるのだと解釈していただくのが良いと思います。

少し駆け足だったり、話の順序が混乱していたりして、専門職の方はともかく、一般の方に対しては不十分であったかもしれません。後ほど補足できる時間があればと思います。ご清聴、どうもありがとうございました。

資料：青年期ひきこもりケースの精神医学的背景について (精神神経学雑誌109(9)；834-843,2007を要約)

近藤直司¹⁾²⁾・岩崎弘子²⁾・小林真理子³⁾・宮沢久江¹⁾

1) 山梨県立精神保健福祉センター 2) 山梨県中央児童相談所

3) 山梨県発達障害者支援センター

1. 研究の方法

本研究では、『社会的ひきこもり』を「年齢や社会的立場に相応した社会参加に至らず、対人関係を回避して孤立している状態」を指すものとし、ある4年間における山梨県立精神保健福祉センターの相談ケースのうち、6ヶ月以上の社会的ひきこもりをきたしていた青年期ケース(16～35歳)88例すべてを研究の対象とした。

本人が来談して相談・支援を活用した「来談群」29例については、その精神医学的診断と治療・援助方針、家族相談のみで本人が来談しなかった「非来談群」59例については、精神科医療ニーズと来談群との統計的な比較・検討を試みた。また、来談群のうち1年以上の家族相談の後によりやうく本人が来談した「長期家族支援後の来談群」3例を非来談群との中間群と位置づけ、精神医学的診断と精神病理学的特性、家族状況について検討し、青年期ひきこもりケースの全体像を展望することを試みた。

2. 88例の概要

対象となった88例の概要を表-1に示す。

3. 来談群の精神医学的診断について

来談群については、相談記録の検討と相談担当者(精神科医、心理福祉職、保健師、作業療法士)からの聴き取りをもとに、精神科医(臨床経験18年)、精神科医(7年)、心理福祉職(21年)、心理福祉職(18年)から成る4者の協議によってDSM-IVに基づいて多軸的に診断した。診断に加わった4名以外が相談を担当したケースについては、相談記録の検討に加えて、相談担当者から1ケースにつき1時間程度の聴き取りを行った。

幻覚や妄想などの精神病症状が確認されたため、速やかに医療機関を紹介し、精神保健福祉センターでは確定診断に至らなかった、あるいは、本人が継続的な来談を拒否し、情報不足のために診断を保留したケースは5例であった。他の24例については、精神医学的背景と治療・援助方針、精神保健福祉専門職に求められる役割に応じて、おおむね三群に分類することができた(表-2)。

4. 長期家族支援後の来談群について

3例すべてに顕著な社会恐怖を認め、1例には広汎性発達障害が併存、他の1例も広汎性発達障害が疑われた。この2例には、著しい頑なさや物事を曲解する傾向、特定の事柄への執着などの精神病理学的特性が共通しており、些細な生活上の変化や新しい状況に直面することに抵抗感を抱きやすい傾向がみられた。またIV軸診断として、家族内のコミュニケーションの希薄さや慢性的な不和、一方的に本人を叱咤するような関わり方など、本人が医療機関や相談機関を利用するように適切に促したり、話し合ったりすることができない家族状況がみられ、本人の来談までに長期を要した要因の一つとなっているものと考えられた。

5. 非来談群の特性について

非来談群59件のうち、現時点で薬物療法や入院治療を含めた精神科治療が必要であると判断されたものが16件、過去に精神科医療を必要としたことが確認されたケースが8件あった。

また、来談群との間で統計的な検討を試みたところ、職歴の有無、家族構成、相談・支援の転帰という三項目で有意差を認めた。来談群ではアルバイト歴のあるもの、非来談群では全く職歴のないものが有意に多かった。また、来談群では父子家庭と三世代家族が多く、相談・支援の転帰としては、非来談群で相談の中断が多かった。

6. まとめ

来談群についての検討から、青年期ひきこもりケースは基本的には現行の国際的診断基準(DSM-IV)で診断・分類が可能であると考えられる。ただし、本人が治療者・援助者に会うことに同意し、困難を感じている社会的場面や精神症状などについて率直に述べる、必要な場合には知能・心理検査の実施に同意する、家族から十分な発達歴が聴取できるなどの条件がそろわないケース、あるいは、パーソナリティ障害と発達障害、統合失調症と発達障害などの鑑別が困難なケースなど、確定診断の難しいケースも少なくなかった。

来談群は、精神医学的背景と治療・援助方針、精神保健福祉専門職に求められる役割に応じて、(1)薬物療法の必要性ないしは適応があり、病状や障害に応じて心理的・社会的支援も必要となるグループ、(2)発達障害についての診断・アセスメントと発達支援の視点を含む心理的・社会的支援、あるいは発達障害に併存する精神障害（いわゆる二次障害）に対する精神科治療が必要となるグループ、(3)パーソナリティ障害（傾向）や同一性の問題identity problem、社会恐怖の中でも薬物療法の有効性が乏しいケースなど、本人への心理療法的アプローチが中心となるグループ、といった三群に分類するのが妥当であると考えられた。

長期家族支援後の来談群と非来談群についての検討からは、本人が相談を活用しようとしなかったケースの中には、精神科的な医療ニーズを有するものが少なくないこと、また、就職・就労経験のないものが多く、著しい頑なさ、生活が変化することや新しい状況に直面することへの抵抗感、あるいは社会への志向性、回避傾向、社会適応能力などの点において、来談群に比べてより深刻なケースが多いことが推測された。また、本人が来談するかどうかという点に、家族構成・家族状況が関連している可能性も示唆された。さらに、非来談群で家族相談の中断が有意に多かったことから、今後、家族だけが来談するケースへの相談・支援技術の向上や支援メニューの多様化についても検討する必要性が明らかになった。

表－１ ひきこもり相談 88 例の概要

項 目		人数 (%)
性別	男性	68人 (77%)
	女性	20人 (23%)
年齢	10代	19人 (22%)
	20代前半	29人 (33%)
	20代後半	19人 (21%)
	30代	21人 (24%)
	平均年齢	24.8歳
	最年少	17歳
	最年長	35歳
ひきこもり始めた年齢	10代	44人 (50%)
	20代前半	28人 (32%)
	20代後半	7人 (8%)
	30代	4人 (5%)
	不明	5人 (6%)
	平均年齢	18.9歳
	最年少	10歳
	最年長	32歳
ひきこもり期間	1年未満	10人 (11%)
	1年以上 5年未満	41人 (46%)
	5年以上 10年未満	20人 (23%)
	10年以上	12人 (14%)
	不明	5人 (6%)
	平均期間	4.2年
最終学歴	中卒（高校中退含む）	28人 (32%)
	高卒（大学中退含む）	37人 (42%)
	専門学校卒	9人 (10%)
	大卒以上	9人 (10%)
	不明	5人 (6%)
職歴	なし	45人 (51%)
	アルバイト	19人 (22%)
	正社員	23人 (26%)
	不明	1人 (1%)
不登校歴	なし	24人 (27%)
	あり	37人 (42%)
	不明	27人 (31%)
家族構成	三世同居	14人 (16%)
	両親	52人 (60%)
	父子家庭	3人 (3%)
	母子家庭	16人 (18%)
	不明	1人 (1%)

表－２ 来談群 29 例の診断・分類と相談支援の転帰（併存・重複あり）

グループ	治療・援助方針と課題	I 軸、II 軸診断	例数	IV 軸	例数	転帰	例数
第 1 群 5 例	薬物療法の必要性・有用性 病状・障害に応じた心理的－社会的支援 福祉制度の活用	統合失調症 妄想性障害 双極性障害の疑い 強迫性障害 社会恐怖	3 1 1 1 1	情報不十分 過保護 特記事項なし 家族の意向による能力以上の進路選択	2 1 1 1	医療機関・通院 相談機関・通所 社会復帰施設・通所	5 1 1
第 2 群 13 例	発達特性と二次的な情緒的問題に応じた心理的－社会的支援が中心 二次障害に対する精神科治療 青年期における発達障害の診断が課題 福祉制度の活用	アスペルガー障害 特定不能の広汎性発達障害 中・軽度精神遅滞 社会恐怖 適応障害 パニック障害の既往歴のない広場恐怖 選択性緘黙 強迫性障害 特定不能の不安障害 特定不能の身体表現性障害	6 4 3 2 2 1 1 1 1 1	特記事項なし 養育不備 学校でのいじめ 慢性的な家庭不和 障害を踏まえた教育的対応の不足 両親の過剰な服従的傾向	7 2 2 2 2 1	相談機関・通所 福祉的就労 医療機関・通院 アルバイト 就労訓練 社会復帰施設・通所	5 2 2 1 1 1
第 3 群 6 例	パーソナリティ特性や神経症的傾向に応じた心理的－社会的支援が中心 家族療法的アプローチの重要性	回避性パーソナリティ障害 特定不能の身体表現性障害 同一性の問題 強迫性障害 社会恐怖 適応障害 特定不能のパーソナリティ障害 自己愛パーソナリティ傾向	2 1 1 1 1 1 1 1	過保護 家族の不和と希薄なコミュニケーション 養育不備 親のアルコール問題 情報不十分	2 2 1 1 1	相談機関・通所 相談機関・中断 医療機関・通院 一般就労 アルバイト	2 2 1 1 1
診断保留 5 例		不明（統合失調症の疑い） 不明（パーソナリティ障害の疑い） 不明（広汎性発達障害の疑い） 不明	2 1 1 1	情報不十分 家族の不和と希薄なコミュニケーション	4 1	医療機関・通院 相談機関・中断	4 1

若者の就労支援の構想

厚生労働省・労働基準局安全衛生部環境改善室長 半田 有通



皆さんこんにちは。ただいまご紹介頂きました厚生労働省の半田でございます。現在、労働基準局安全衛生部というところで環境改善室長を勤めています。ですが、今日のお話は、その仕事とは直接関係ないということで、「環境改善室長として話をするのではなくて、一個人で行け」という上からの命でございましたので、あえて厚生労働省としか書いてございません。ただ今、下山先生からご紹介ありましたが、私自身もこの大学を出たんですが、できれば下山先生、武藤先生みたいにこの大学に残りたかったんですけども、「お前いらない。」と言われたもんですからね、しょうがなしに役人になってしまったという、ちょっと変わり者でございまして。いろんな経験をしてきた中で、平成14年4月から昨年の8月まで4年5ヶ月に亘りまして、キャリア形成支援室長を務めました。役人の中では、極めて異例なことなんです。普通、役人は、1つのポストを2年、短ければ1年、長くても大体3年ぐらいで異動しまして、私も、過去一番長くても3年2ヶ月というのがあるんですけども、4年5ヶ月というのは初めてでございまして、その代わり、お陰様でいろんな仕事ができたと考えております。

それで、今日はですね、下山先生から極めて明確な、演題頂いておりますので、あまり悩まずに來たのですけれども、いつもだとこのようにお話をさせて頂く時には、どういった方を対象に、どのような目的でということをお尋ねするのですが、今回はこういうことだと伺いましたので、一応準備して参りましたが、1つだけお尋ねし

たいことがございます。今日の公開講座は地域住民への還元という意味合いもあるというふうに伺っておりますので、ひょっとしたらお子さまをお持ちの親御さんがこちらにいらしているのだろうかと思うのですが、いらっしゃるのでしょうか。もしもお差し支えなければお手を挙げて頂ければと思うのですが。下山先生、お1人で分かりました。あまりいらっしゃらないようでございますので、多分そういうことで、お悩みの方はいらっしゃらないのかなと思いますが。実はですね、私自身、子どもが3人おりまして、大変恥ずかしながら、2人、調子が悪くなってしまいまして、今ようやくそれから脱してきているわけでございますけれども、ようやく二人何とかなったかなと思っておりまして、一番まともだと思っていた長男がですね、言うところのフリーターみたいな感じでございましてね、「自分の夢はこれなんだ、これをやりたいから、もうちょっとやらせてくれ。」と言うんです。26歳になっておりますけれども、まあ父ちゃんも考えてみれば28歳まで大学にずっとおりまして、28でようやく就職したんですからね、まあそれもよいかと思っているわけでございます。

というわけで、端からは、何か、順風満帆で生きているように見えるらしいんですけども、実は我が人生もあちこち躓き、ゴテゴテとした人生でございました。もし、何かお悩みのお父さま、お母さまがいらっしゃるのでしたら、是非、「必ず明けない夜はない。」と申しますので、きっとそういう支援も心理相談室やっていって頂けるのだと思いますので、そういうことを心に刻んでやって頂ければと思います。

それでは、自分の体験も踏まえながら、若者就労支援の構想ということで、今から30分弱、2時15分までですかね、お話をさせて頂きまして、その後、石川京子さんに引き継ぎたいと思います。

さて、若者就労支援の構想ということでございます。まず第1に若者の現状ということをちょっと。スライド使いませんので、資料をお配りして…。すみません、わたくしデジタルデバイドで、パワーポイントというのを

よう使いませんので、紙でお配りしたのをご覧下さい。基本的にレジメの1枚目、2枚目をご覧下さい（レジメを参照）。

それでレジメの「1 若者の現状」に書いてございますが、まず「若者の現状」。「就業、失業率の問題」というのがございます。これは資料№1をご覧頂くと分かると思いますが、大体若者の失業率が10パーセントちょっと割ぐらい。（若者の失業率は）成人全体の失業率の2倍ぐらいというのが普通です。これ、どういうわけ分かりませんが、日本でも外国でもいづこでも同じです。大体普通の失業率の倍というのが相場になっているようです。どうしても若者というのは就労経験やまだ非常に人生経験が浅いせいか、失業率が高いということです。

それからもう1つ、これもお聞きになったかも知れませんが、「七、五、三問題」と俗に言われているものがございます。資料№2をご覧頂きたいと思います。中卒で、7割の方、高卒で就労した方のうち5割の方、大卒の3割の方、こういった方々がですね、大体3年以内に離職する。そういった方の割合が7、5、3。大体こうなりますので、「七、五、三問題」と言われています。これも、14年、15年から言われておりますけれども、長い目で見ますと、ここ10年、20年あまり変わっていない傾向のようではあるんですね。ただ、この「七、五、三問題」というのはやっぱり大きな問題ではございます。

そして今日のメインテーマになろうかと思えますニート。私が、「ニート」という言葉に初めて接したのは、平成14年度の末頃だったと記憶します。日本労働研究機構と当時言っておりましたけれども、その研究レポートの中に「イギリスのニート対策」というのが出てきました。その後、私どもがニート対策という形で売り出したこともあったのかと思いますが、平成16年の年末の頃でしたか、流行語大賞を選ぼうと言う時には、そのニートが選ばれるか選ばれないかといううわさもあったぐらいで、割と社会問題にもなってきたかと思っております。定義、意味合いはそこに書いてございますように「Not in Employment, Education or Training」というので、働いていない、学校にも行っていない、職業訓練も受けていない。こういう人は、我々の頃だっていたわけですが、その頃は「プータロー」と呼んでおりましたけれども、それでもそういった方が（当時は）社会の中の、やっぱり例外的な位置付けだったのが、そこに書いてございますように、今や、64万人にも上るというのが1つの大きな問題となっているところでございます。この「ニート」という言葉そのものはイギリスから現れてきた言葉でございますが、先ほど近藤先生のお話にもご

ざいましたけれど、イギリスのニートと日本のニートとは大分事情が違おうようでございます。日本には、やはり日本なりの事情があるようでございまして、そういうことを加味したような対策をやっていく必要があるようです。

ということで様々な対策をやって参りました。そういったことで、わたしが関わって参りました、若者支援対策。レジメの「2 対策」のところで「イ」、「ロ」、「ハ」、「ニ」と、どういう考えで、どういうことをやってきたかということをご紹介したいと思うのですが、その前に、ちょっと次のレジメの〈参考1 若者対策の系譜〉をご覧頂きたいと思います。何を申し上げたいかと言いますと、お陰様で厚生労働省、中でもその労働政策における、「若者支援」というものが、いろんなところで注目をさせていただいて、私自身もテレビのインタビュー受けたりといったこともあったのでございますけれども、実はそういう政策は、突然生まれてきたのではないのだということでございます。〈参考1〉に書いてございますが、昭和45年、「勤労青少年福祉法」という法律が作られまして、この中で、「勤労青少年の福祉」ということを掲げて行政として取り組んできたわけでございます。私がおりましたキャリア形成支援室は、実は大昔は「年少労働課」と言っておりました。それが組織改正の中で「勤労青少年室」となり、私が着任した14年4月に、「勤労青少年室」から「キャリア形成支援室」へと、このように展開したわけでございます。変わったには変わったりの理由がございまして、この全体的な若者支援の根底にもございます「キャリア形成支援」、これを担うキャリア・コンサルタントを養成していくということが、大きな課題になっておりました。この年譜で言いますと、平成14年4月「キャリア・コンサルタント5万人計画」というのがございます。この点の詳しいことに関しましては、資料に「№6」「№7」とつけてございますので、後で、「キャリア・コンサルタント」、「キャリア・コンサルティング」というのはどういうものなのか、ちょっとご覧いただければと思います。

そういうことで、このキャリア形成支援を進めてきたわけでございますが、最初の年、14年の4月は、とにかく「キャリア・コンサルタント5万人」に向けて、養成体制を整えていくといったことが最優先でございましたが、それが一段落したところで、大きくクローズアップされてきたのが、先ほど申し上げました若者の問題でございます。キャリア・コンサルタントの養成が求められた背景には、平成12年、13年頃の雇用失業情勢、失業者150万人、200万近くになろうとしていた時代。そういつ

た時代の問題があったわけですが、キャリア形成支援ということを考えた時に、中高年失業者の問題も重要なんですけども、これから成長していく、日本を担っていくべき若者のキャリア支援。これこそが重要である。こういうふうに感じたわけですが。そして先ほど申し上げましたように元々、私どものところでは勤労青少年福祉ということで青少年対策をやっておりましたので、これらがうまく私の気持ちの中で合致いたしまして、若者キャリア形成支援ということに乗り出していったわけですが。若者支援は、行政としては、昭和45年から、もう32年もやっているわけですが、昭和45年、勤労青少年福祉法成立を機会に整備されてまいりました勤労青少年対策から、大きな転換を図った。まあ私どもの言葉で言いますと「勤労青少年行政」— 略して「勤青行政」と言っておりますが、—「勤青行政」から「若年キャリア支援」へというふうに大きく転換したのが、平成14年から15年ということですが。ご覧のようにその後、「ヤングジョブスポット」、「自立塾」、「サポートステーション」と、このように続いてきているわけですが、そういう流れがあるということをご承知頂きたいと存じます。

それではどういった対策を講じてきたか、その辺りをおつかい頂いて、ご紹介申し上げたいと思います。最初のレジメに戻って頂きます。2. 対策の「イ ヤングジョブスポット」。実はこれが、いっとう最初に私が取り組みました若者支援対策でございます。これは私どもの関係団体で、「独立行政法人 雇用・能力開発機構」というのがございます。ここを実施主体といたしまして、民間の方々の協力も得てやった、というものでございますが、15年3月から、全国14都市、16ヶ所にこの「ヤングジョブスポット」というのを設置して運営して参りました。残念ながら、今年の3月、東京と大阪を除きまして、全部閉所となりました。というのも、この後、申し上げますけれども、今や、様々な若者対策をやっておりますので、ヤングジョブスポットの、先行的な取り組みとしての役目は終わりなのではないかということで大幅縮小ということになったわけですが。そういうことでございますが、このヤングジョブスポット、どういう目的で動き出したかというと、「② フリーターの職業意識啓発」。こういって、硬い言葉になりますが、平たく言いますと、「フリーターでもええやんか」とか、いや「フリーターでしかいられない」とかいう「でもしかフリーター」、「やむを得ずフリーター」、いろいろいらっしゃいますけれども、そういった方々にですね、「いや、あんたもできる、できるんだ」という気持ちになってもらおうと。そ

ういう考えでいろんな支援をやっている、そういうものとしてこのヤングジョブスポットを構想したものでございます。じゃあ、その就労の支援はどうするのかということが気になるかと思いますが、その部分は、役人くさいこと申し上げるようでございますが、我が厚生労働省の中に「職業安定行政」というものがありまして、全国各地にハローワーク＝職業安定所、それから、中学、高校、大学等々とも連携しましてですね、そういった新卒者、あるいは第二新卒と言われる方々の就労支援、これはちゃんとやってございますので、職業能力開発局キャリア形成支援室としてやっていくのは、あるいはやっていいのは、職業意識啓発までであると。その先は余計なことするなとかいうこともございましてね。まあ意識啓発というところを中心に行っているとしたのでございます。この考え方の根底にございましたのは、先ほど申し上げましたキャリア・コンサルティング、カウンセリング。これは、基本的には1対1の相談支援ということなんでございますけれども、このキャリア・カウンセリングの手法の1つにグループカウンセリング、あるいはピアカウンセリングとも言うんでしょうか、そういったものがある。これはアメリカで、就労困難者に対する支援の仕組みとして、これが活用されて、それで成果をあげているということでございました。求職活動をやっても、なかなか就労できない方々が集まって、自分の経験を話したりしながら、励まし合い、あるいは他人の経験を自分の経験として成長していく。そういった中で就労を容易にしていこうというものでございます。そういったものを、若者のためにやってみたらどうだろうかという考え方でございます。それからもう1つ、勤労青少年ホーム。先ほどご紹介しましたように、私ども、勤労青少年福祉法に基づきまして、全国に勤労青少年ホームというのを設置して参りました。勤労青少年ホームというのは、この名前からお分かりいただけるように、本来は働いている方、労働者の、在職青少年の憩いの場として設置されたものでございます。これもちょっとお話をすると長くなりますので、止めておきますけれども、その勤労青少年ホームでは、若い人たちが集まって、語り合ったり、スポーツをやったり、料理、英語そういった講座に参加したり、そういった中で輪を広げていく。こういう経験の場を提供するという仕組みでございます。こういう行政の経験もございましたので、ここの辺を応用して、ヤングジョブスポットというのを作ったらどうだろうか。それで大都市の比較的便利なところに、こういう若い人たちが集まりやすいような、いわば溜まり場を作って、若者同士が相互に啓発し合うようなこと

をやっていく。もっとも、若者だけでは、うまくいかないこともあるでしょうから、そこをちょっと、その中に入れて、少し先輩格の若者がお手伝いする。指導というより、一緒に、ものを考えて活動していく。そういうお兄さん、お姉さんの的な役割を担う人ということで、アテンダントというものを配置するということにしたわけでございます。実は、このアテンダントは、若者就労支援を担うのだから、やっぱり若者じゃないと駄目だよな、と私は思っておったんですけど。確かに、高齢者の場合はなかなか難しい面もあるんですけども、やはりこれはお人柄次第だなということをしみじみ思いました。ヤングジョブスポットが、最初に作られたのは横浜なんですけれども、ここで一番人気のアテンダントさんは誰かと言いますと、小倉良三郎さんとおっしゃいまして、今72か3ぐらいにおなりでしょうか。一部上場企業の社長までお勤めになったような方なんですけれども、この方がですね、すごい人気でございました。どこが違うかと言ったら、やはり若者たちと同じ目線で、よく受け入れてくれる。決して「迎合する」というのではないんですけども、若者の言うことをよく聞いてくれる、ということなんです。だから若い人であっても、目線の高いといえますか、見下ろすような目線で話すような、若いアテンダントではあまり勤まらない。ただ一般的にはやっぱり若者の方が、若者支援には有利だと思います。

こういうことでヤングジョブスポットを始めましたが、その翌年、今度はジョブ・カフェ(レジメの2のロ)です。実は、ジョブカフェは、厚生労働省の政策というよりも、政府全体の取り組みといたしまして、16年度に「若者自立挑戦プラン」というのが関係大臣会合というので決定されました。それに基づいて実施しておるものでございます。この実施主体は、都道府県でございまして、中央省庁も、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、それから内閣府の経済財政担当部局、これらが関与して、展開されてきました。ジョブ・カフェ事業としては18年度で終わってございますけれども、その後も、経済産業省、あるいは厚生労働省から若干の委託費などを流しておりまして、多くのジョブ・カフェがいまだに継続していると承知しております。実施責任者は都道府県なんですけれども、民間に委託してやっている。厚生労働省は、ハローワークを併設するなどをして協力しているということでございます。こちらは、フリーターの就労支援でございまして、ヤングジョブスポットと違うのはヤングジョブスポットが「意識啓発」まで、ということに對しまして、ジョブ・カフェはフリーターの「就労支援」。「③」に書いてございますように、ここで、すべてのサービス

を提供しようということ構想されたものでございます。ヤングジョブスポットも、ジョブ・カフェも、同じようなものに見えるんですけども、多くの方々に聞いてみますと、その実態において、やっぱりヤングジョブスポットの方が、フリーターの方は、来やすいということでした。ジョブ・カフェは、まあ一部例外もございしますが、やはり学生さんが多いように聞いてございまして、これは都道府県によっても、やや差があるかと思いますけど、概してそういうことが言えるかと思います。

こういうことで、「イ」、「ロ」ともに共通しますのはこのフリーター対策ということでやってきたのでございますが、17年度からいよいよ、「若者自立塾」というものになり出すことになりました(レジメの2のハ)。17年4月から事業を始めまして、選定基準なんかを作りまして、やっぱり民間の方々に手を挙げていただいて、そこから20団体選んで実施するということでやってきました。その選定基準なんかを作りまして、実際に選定し、一番最初の塾が始動したのは17年の7月でございまして、これも、ただ今申し上げましたように民間主体ということ。それからニートの就労支援ということで始まりました。

この考え方の根底には米国、ジョブコーというのがございます。コーというのはCORPSですね。Marine Corpsとは海兵隊ですけども。その仕事に就けるように支援していく。集団生活を基調として大体2年ぐらいやっていかと思いますが、そういつた中で就労に結び付けていく。「アメリカのニート対策」と言いたいところでございますが、「就労困難者」という言う意味では同じなんですけれども、そこは我が国と米国との事情が全然違っております。率直に申し上げますと米国の方は、ニート対策というよりは、マイノリティ対策というか、そういった面がかなり強うございます。このジョブコーなどを参考として、合宿制でやったらどうだろうか、いうことですが、最初に言い出したのは、さる有力国会議員だったと思います。私自身は、「こういうのをやらんか。」と言われましたときに、その時にその先生にお答えしたことがあるんですけどもね。「先生、我が国に徴兵制度でもあるなら、できると思いますよ。」と。「兵隊に行くか、それとも若者自立塾に行くか、どっちか選べと、こう迫れるんだったらそういうことも可能でしょうけれども、一体どこにね、わたしニートなんです、何とかして下さい、わたしを鍛え直して下さいっていう若者がいるんですか。そういう若者がどうやって来るんですか。そんなこと机上の空論でしょ。」と。こういうことを15年頃、議論していたんですね。だけれども、いろんな紆余曲折が

ございまして、「厚生労働省としてやるんだ」という方針になりまして、そうになりましたらなぜか知りませんが、一番反対していた私にやれと命令が下って参りまして、じゃあどこまでできるか分からんけれどもやってみましょうということでやってみました。結果から言うと「いや、意外に、思ったより善戦しているな。」というふうに思っております。これは本当にこの事業の構想段階から、様々な引きこもり支援団体等々のご支援ご協力を頂いて参りましたけれども、そういった方々のご協力の賜物であったなと今本当に感謝してございます。

この政策は、そういう有力国会議員、あるいは厚生労働省トップからの「これを是非やれ。」という指示を受けやっていたわけですが、実施するには、何よりもお金が必要。ですから私どもの戦う相手は財務省＝大蔵省でございますけれども、大蔵省はなかなか「ああそうですか。」と言ってくれません。国会議員がいくら言っても、厚生労働省幹部が言っても、「それはお宅の理論だ。」と。「うちはうちの論理で査定させていただきます。」、とこうくるわけですね。この時非常に大変でしたのは、「何で厚生労働省がこんなことやるんだ。そういう引きこもりみたいな話だったら文部科学省。厚生労働省がやるにしても厚生部局ではないのか。」と、こういうお話もございましてね。そこで私、随分、喧喧諍議しました。国の予算って、どういうふうに決まるのかあまりご存知ないと思いますので、ちょっとご案内しますと、大体8月末に各省庁が予算案というのを作って財務省に提出します。9月末ぐらいに、まず主計官に対して各局長が説明をする。それが終わりますと、主査クラス＝補佐クラスでございます。一に対して、私のような、課室長が説明をする。大体、説明は1回。問題があると追加説明、再説明ということで1回、2回と呼ばれることがありますけれども、この若者自立塾では、私、7回8回9回、何回行ったかな。ひどいときは明け方の3時ぐらいに呼び出されて、それから自宅から役所に駆けつけて延々議論してくる、ということもございまして、12月財務省原案＝政府原案が定まって公表される直前まで、もめにもめておりました。何て言いますかね、それぐらい、従来の枠を越えた政策であったということでもあります。

その時に、財務省の主査が言ってらしたことです。これは多くの国民の声でもありました。世論の反応も大きく二つに分かれてございました。「厚生労働省がよくぞこういうところに乗り出してくれた。」というお声も多かったのですが、他方、ものすごい反発の声もございました。わたしも『週刊新潮』に顔写真入りで出ましてで

すね、とんでもないことを考えている馬鹿がいると言わんばかりに書かれたこともございました。この反対論の声を代弁していたのが、まさに財務省の当時の担当主査であつたろうと思いますが、主に、こういうことを言われました。「まっとうに働いている人がたくさんいる。若者でも、まともに働いているのがたくさんいる。それなのに、そんな何ですか、ろくに働かない、ろくでなしのために、税金を使うのか。」と。「まともに働いている人の納めてくれた税金を、働かない人のために使うのはおかしい。そんなやつは飢え死にすればいいんだ。」と。まあ、本気で、飢え死にとまでは思っていないでしょうけれども、そんな感じの意見が多うございましたね。これに対して、私がいつも申し上げておりましたのは、「違うんですよ。長い目でみましようよ。日本の場合は、ほうっておいて、勝手に飢え死にさせて言う訳にいかないんですから、彼らは、必ず生活保護の対象にしてあげなくちゃいなくなるんです。つまりタックスイーターになるんです。税金を食べる方になっていくわけです。彼らをタックスイーターではなく、タックスペイヤー（納税者）に育て上げるんだ。そのために今ここで10万、20万、30万の金ぐらいどうってことないじゃないですか。」と、「長い目でみましよう。」と。こういうことで議論するんですけれどもね、やはり、「理屈ではそうかもしれないけれどもやはり国民感情が許さないのではないか。」とこういう意見がございました。それが大きな反論の1つです。

もう1つの異論は、先ほどもちらっと言いかけましたが、「なぜこんなことをお前の方（＝厚生労働省職業能力開発局）でやるんだ？」と。これに対する答えはですね、過去の日本では、学校にいる間は文部省、学校を卒業したら労働省、学校に入る前と出た後は厚生省。割ときっちり分かれて、国民のカテゴリーというのは、それぞれの行政の中にきちっとおさまってたわけですね。たみに、その狭間に陥る人がいると警察のお世話になったりということもあったかもしれませんが、基本的には学校にいるか、働いているか、ということが大部分だったのでございますが、学校を卒業してきちっと就労するまでの期間というのが大分長くなっている。そういう（狭間にいる）方が多くなってきている。つまりこういう人たちは、ある面からみれば教育行政でカバーするべきところかもしれないし、ある面からみれば労働行政かもしれない。厚生行政かもしれない。どこがやってもおかしいし、どこがやってもいいんです。でも誰かがやらなくちゃいけない。どこかやってくれるんだったら、どうぞやりたい所にやらせてあげて下さい。こういうお話をしまして、ようやくこれを認めてもらいましたが、その時の主

査が最後の最後、「これを認めないともう絶対に予算は付けない。」と言われたのが「就労目標7割」なんですね。わたしはニートの方々の支援ですから、ニート状態から脱すればいいじゃないか、別に、「能力開発局でやっているから能力開発をしないといけない、あるいは労働行政当局がやっているから就労しなくちゃいけない。」なんて、そんなケチなこと言うな、と。「Not in Employment, Education」ですから、学校に戻るのでもいいじゃないか。実は、ニートの皆さんの1つの問題はやはりこの学力不足ということがありまして、そのためにいつまで経っても劣悪な労働環境から抜け出せない就労者、そういう問題がありますので、学業に戻ることはとても大事なことだと私は思うんです。ところが、財務省の主旨は、「これは、厚生労働省の労働部局、能力開発局がやっている仕事であるから、最終目標は就労である。」と。そこまではいいんですけど、今、何かにつけ、成果目標とか数値目標を出せと非常にやかましくなっております。なかなか大学もいろいろ数値目標のこと言われているらしいですが、その辺、大変だなあと思わないこともないんですけどもね。それはおいて、そういうことで、「就労目標を示せ。就労目標は7割にしろ。」というんですね。「7割って一体どこから出てくるんですか。」って言ったら、私ども、公共職業訓練というのを全国で展開してございますが、この就労目標がやはり7割なんですよ。「だからこれと一緒に」と。これも抗議しました。「あんた、相手はニートやで。」と。「3ヶ月くらいの訓練だね。ニートからは何とか脱出せないかんけれど、それが就労。そんなアホは話があるかいな。」と、こう言うんですけどもね、聞いてくれない。7割を受け入れないと予算は付けない、と言うんです。最後、しょうがない、まあいいや、ここは、「はい、分かりました。」と言って、できなかったら「できなかったんだもん。」と言ってやれ、と思ひまして。「分かりました。」と言ってこう引き受けたんです。

でも、心の中では、本当は3割も行けばいいだろうなと思っておりました。ところが、現実はですね、5割5分。もちろん、この5割5分の中にはアルバイトさんも入っていますから、いうなればニートがフリーターになったというような状況もあるのは事実です。しかしそれにしても、私、5割5分もいくとは思ってませんでしたので、やればできるんだなあ、と。

そして、もう1つ、こういうのをやってみて分かったこと。最初の申し上げました、「一体、どこの馬鹿がわたしを鍛え直して下さい、叩き直して下さいと手を挙げてくるもんか。」と、こう見ておったわけでございますが、

実はいるんですね。多くの塾生は、親御さんに、あるいは近隣のおじさん、おばさんに、遠縁のおじさんに言われたと言って来るんですけど、私、ある塾を見に行った時に、びっくりしました。ずいぶん、すっきりした青年がいます。それで、「あなたなぜここに来たの」と聞いたら、「かくかくしかじか、こういう状況で働けません。でも、このままでは、いずれ両親もいなくなった後、わたし一人では生きていけなくなるので何とかしなくてはいけないと思って、親に頼んで入れてもらいました。」というんですね。私はそれを聞いて、「いやあ、立派だね。でも、あんたみたいな、しっかりした人なら、来る必要はないと思うんだけどね。」、こういうんですけど、彼が言うには、「いやわたしは、社会に出て行けない。働けない。」と言うんですね。

そこで、ハタと気が付いて、実は去年の春頃いろんなところを調べて回ったんです。その中で分かりましたのは、本当に「ニート」といっても、いろんな実態がございまして、これも、さっき近藤先生のお話にちらっと出てきていましたけれど、発達障害の方が結構いらっしゃるんですね。発達障害というのは、通常は、20人に1人ぐらい、5パーセントぐらいと聞いておりますけれども、東京近辺の若者自立塾に、ニートとして入っておられる方々を見て参りましたら、2割強が何らかの発達障害。場合によっては精神疾患ということもあるんですけども。そういう方々がいらっしゃるということが分かりまして、なるほどと。こういう子たちがニートになっているというのは、これは本当にやっぱり何とかしなくてはならないと改めて思った次第でございます。

余談ながら発達障害というのは、最近、にわかに増えてきたのかなと思って、私どものところでも障害者支援も行っていて、その専門家とも情報交換する中で、そういう質問を発してみました。「発達障害は増えてきているのでしょうか」と。これに対する彼の答えは、「多分、それは人間のDNAの話だから極端には増えたということはないだろう。やはり一番大きな要因は社会構造が変化してきたことなんだろう。」と。つまり、昔だったら職人仕事なんかがあって、それは発達障害の方でもちゃんと、あてはまるような部分があったのが、それが今どんどん外国に出ていっている。今の日本では、そういった発達障害の人が働けるような余地が少なくなっているのだろうと。こういう説明でございました。

こういったことで、若者自立塾、17年に20団体で始まりまして、現在は30団体。資料No.4につけてございますので、後ほどご覧頂きたいと思ひます。それからホームページのURLもつけてございますので、ご関心ありまし

たらちょっとご覧頂ければと思います。

さてそれからすみません、時間過ぎてしまいました。若者サポートステーション（レジメの2のニ）。次なるニート対策として何をやっていくのかと問われて、わたしが提案したのが、このサポートステーションでございます。このサポートステーションは、地方自治体が中心。実は市町「村」とまでは言いませんけれども、市、町にやって頂くということを想定しておったんですけれども、残念ながら、やはり市町村レベルでは、まだまだそういう問題に対する認識が十分ではございませんで、結局、都道府県中心で今進んでいます。

多くの方は、ジョブ・カフェの代わりに、サポートステーションが出てきたように考えておられるようなのですが、実はですね、ここで、わたし本当に目指しておりますのは、ニートの就労支援ではなくて、「若者の総合的な自立支援」なんです。最終的な目標は、もちろん「就労」なんですけれども、就労だけを目指すのではなく、「社会的自立」を目指す。社会の一員として、きちんと自分の足で立って、働き、家族を養って頂く、そういうふうに支援していったらいいなと思っておりました。ただ、それをハッキリ言いますと、先ほど申し上げましたように、厚生労働省が、能力開発局が（何故、手を出すのか。）、とこうなりますのでね、一応、就労支援を強調したような絵にしておりますけれども、本当の所は、「若者の総合的な自立支援」。そういうことで③、実は、地域には、若者支援のための、さまざまな資源がすでにご覧いただけます。メンタル面であれば保健所ですとか精神福祉センターですとか、それからもちろん雇用面でしたら、公共職業訓練施設、あるいはハローワーク。特に、若者ためのヤングハローワーク。こういったものもご覧いただけます。そういうわけで、こういったものが連携してやっていただければな、ということが、この構想の根本にあったのでございます。これに関しましてちょっと資料のNo.5をご覧頂きたいと思っております。ここが核心でございまして、これだけはご理解頂きたいと思っております。輪っかが書いてございますけれども、地域サポートステーションがありまして、保健福祉機関、民間支援機関—これは民間のNPOか何かを想定してございますが—、教育機関ですとか、就労支援機関。若者の必要とする支援は、人と時期によって、様々でございまして。個々の若者の、時々状況に応じて、必要な支援を、各支援機関が、適宜適切に提供していく。そのためのクリアリングサービスと言いますか、コーディネーションと言いますか、そういう機能を持ったものとして、地域のサポートステー

ション、これを構想したものでございます。ただここでも、ちょっとご覧頂くと、「もしもそうなら…」と思われなんでしょうかね。「もしもそうなら何で、このサポートステーションが真中にいないんだろう？なんか、輪っかの中に、他の支援機関と同じように並んでいるのは、何故なんだろう？」というふうにお感じになった方がいらっしゃったとすると、その方は、大変鋭うでございます。実は、そこが味噌でございましてね、なぜこうしたかと言いますと、わたくしは、本当は、総合支援にしたかったので、本当は真中にもってきたかったんです。ところがそれをやりますと、厚生労働省が、労働行政部局が、能開局が、キャリア形成支援室が何をやり始めるのか、とこうなります。そこで、私は、「あくまでも最終目標は就労支援なんです。だからサポートステーションでは、その右に書いてございますように、相談支援とコーディネート事業、こういうこともやりますけれども、それとともに、職業意識啓発事業という能力開発行政の中の重要な役割がございまして、これもやるんです。自らもやるけれども足りない部分を、地域の様々な支援機関のサポートを頂きながらやるんです。」という説明をしたんですね。ということで、輪っかの真中ではなくて、上の方に書いてある。こういうわけなんでございます。ただ、これはあくまでも役人の、予算取りのため、あるいは役人のセクショナリズムを打破するために作った理屈でございまして、やはり目指すのは若者総合支援でございまして、で、イギリスも北欧諸国も、大体欧米諸国はですね、この若者支援というのは、1つの部局の下で、強力にやっております。我が国も、実は内閣府の中に青少年担当大臣というのがいらっしゃるんですけれども、ここが強力にイニシアティブ取ることが、なかなかできないというのが現状です。こういった中で、「中央省庁（セクショナリズム）のことはもうしょうがない。でも地域においては、各機関が連携をして、地域の若者、日本の若者の将来のために、手を取り合って一緒にやって頂きたい。」という思いでこれを始めたわけでございまして、なかなか縦割りの打破というのは難しゅうございまして。長年、染み付いた考え方と言いますか、そういったものが邪魔するのか、こういった考え方をですね、何度も何度も、ご説明するんですけれども、県のご担当の中には、本当に何度言っても分かって頂けないという方が少なからずございます。そういったことで、現状どうなっているかということは、きっと群馬はよくやっていたらいいなと思いますけれども、後ほど石川さんからお話をいただきたいと思います。以上、私の話はこれで終わりますが、最後、2ページの「3」のところ、こ

れを最後に申し上げて終わらせて頂きたいと思います。若者支援、これは「業」やっておられる。「業」として、やっていいのか、どうか、福祉か事業かということを、NPO法人の方なんか、民間団体の方なんか悩んでおられるんですけども、私はNPOをあまり過大評価するのはNPO神話だと思います。民間団体でやる以上はですね、やはりその団体の従業員を養っていかねばなりません。事業が継続するためにも必ず金が必要です。ですから、当然一定の事業収益を得ていくのは当たり前。若者支援というのは、私は、行政の仕事か、あるいは民間の「業」にならないと、続いていかないと思っています。そういう意味で「業」でないといけない。それから「ロ」でございます。連合さん、あるいは日経連、労使双方の話を聞いていても感じるんですけど、皆さん若者の問題に関心持って下さるのはありがたいのですが、どうも伺っていると、若者をうまく使わなくちゃいけない、なんだかこの、「資源価値」のようにご覧になっているような気がします。確かにそういう面もあるんですけど、

しかしですね、若者というのはやはり、その国その国にとっての、大事な大事な後継者たちなんですね。やっぱり若者を育てることを怠った国は将来はないと、私は思っていて、若者にはそれだけで存在価値があるんだと、そういう存在価値を花開かせていく。そういったことをわたしも大人がやっていかなくちゃいけない。そのためには、何省の何局のなんて関係ないんじゃないかと。私はこう思っております。ただそういった若者支援やっていくためにはですね、情熱とともに若者支援するための専門的なスキル、知識、これは必ず必要であると思います。そういった点で若者支援の中核にいらっしゃるキャリア・コンサルタント、臨床心理士、こういった方々の情熱と専門的スキル。あるいは、そういう事業を担われる担当の方々の情熱、スキル。こういったものがとても重要になってくるのではないかと思っております。以上、時間を超過してしまいましたが、こういうふうに考えて、取り組んで参りました、というご報告でございます。ご静聴ありがとうございました。

若者就労支援の構想

ー若者自立塾・サポートステーション創設時の経験からー

厚生労働省 半田 有通

1. 若者の現状

- イ 就業率、失業率（No.1）
- ロ 7・5・3問題（No.2）
- ハ NEETの現状（No.3）

定義：「Not in Employment, Education or Training」

働かず、学校教育を受けず、職業訓練にも参加しない

64万人：年齢15～34歳に限定し、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。（厚生労働省）

NEETの問題点 本人にとっても、日本全体にとっても、不利。

2. 対策

- イ ヤングジョブスポット（15年3月～19年3月）

- ① 雇用・能力開発機構が主体。民間団体の協力を得て。
- ② フリーターの職業意識啓発対策
- ③ グループカウンセリングの応用、勤労青少年ホームの応用
- ④ i 若者同士の情報交換、ii 職場見学・体験、iii 職業情報、iv 相談支援
アテンダント（若者、高齢者）

- ロ ジョブ・カフェ（16年度～18年度）

- ① 都道府県から民間に委託。ハローワークも併設。
- ② フリーターの就労支援。実態は、…。
- ③ ワンストップサービスを目指す。

- ハ 若者自立塾（平成17年度から、No.4） <http://www.jiritsu-juku.jp/>

- ① 民間主体
- ② NEET対策
- ③ 20人、3ヶ月の合宿訓練。
- ④ 就労目標7割に対し、5割5分。
- ⑤ 一口に、NEETと言うけれど、実態は…。

- ニ 地域若者サポートステーション（平成18年度から、No.5） <http://www.ys-station.jp/index.html>

- ① 地方自治体が中心。（市町を想定したが、実態は都道府県中心）
- ② 名目は、「NEETの就労支援」。本音は、「若者の総合的自立支援」。「日本版コネクションズ」
- ③ 地域の各資源の、有機的連携を図る。
能力開発、雇用、教育、保健、福祉の連携。
「縦割り」打破の難しさ。

3. 感想

- イ 若者支援という「業」。福祉か、事業か。NPO神話。
- ロ 一寸、待った!! 若者は、国の宝。育てれば、育つ!
- ハ 情熱と専門的スキル

<参考1> 若者対策の系譜

昭和45年 勤労青少年福祉法

第2条（基本理念）「すべて勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事するものであり、（中略）充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成育するよう配慮されるものとする。」

第5条（勤労青少年の日） 7月第3土曜

昭和33年 名古屋に、勤労青少年ホーム第1号

（ピークは、平成4年、537箇所。平成19年4月1日では433箇所）

昭和48年 全国勤労青少年会館（中野サンプラザ）開業。

（平成16年12月、中野区へ売却。）

平成14年4月 キャリア・コンサルタント5万人計画（No.6）

平成15年3月 ヤングジョブスポット

平成17年7月 若者自立塾

（20箇所。平成18年度 25箇所。平成19年度 30箇所。）

平成18年7月 地域若者サポートステーション

（25箇所。平成19年度 50箇所。）

<参考2> 様々の若者支援

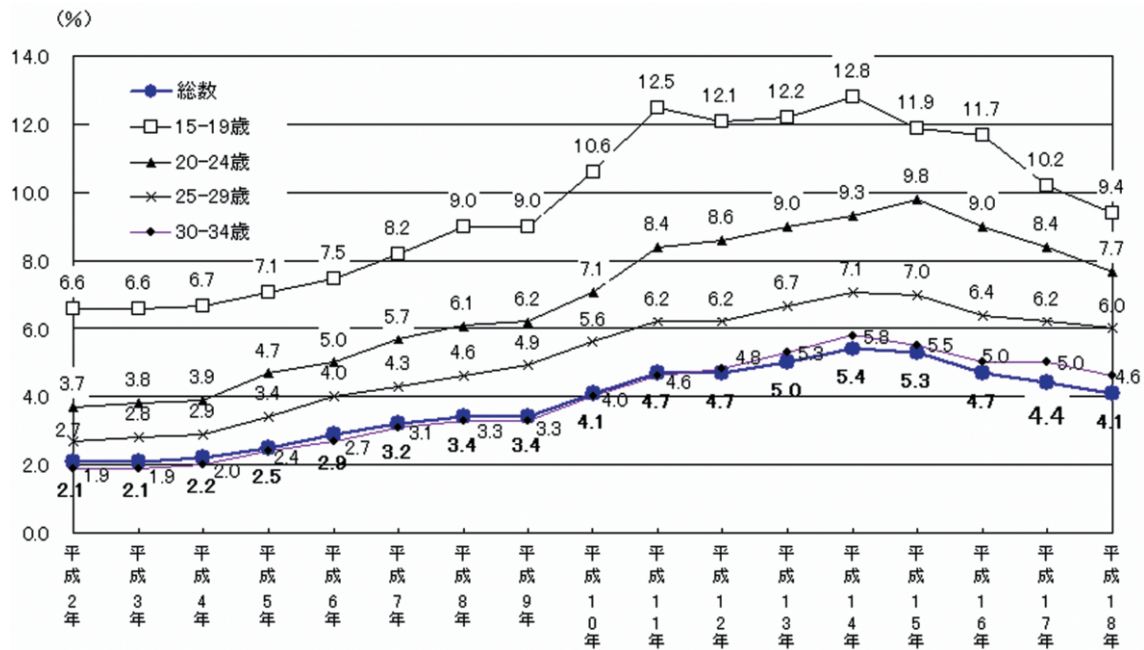
友懇塾（千葉市 代表 井内清満）

コミュニティーキャンパス（大阪府吹田市 代表 小西勝之、略称「コミキャン」）

若い根っこの会（埼玉県川越市 理事長 加藤日出男）

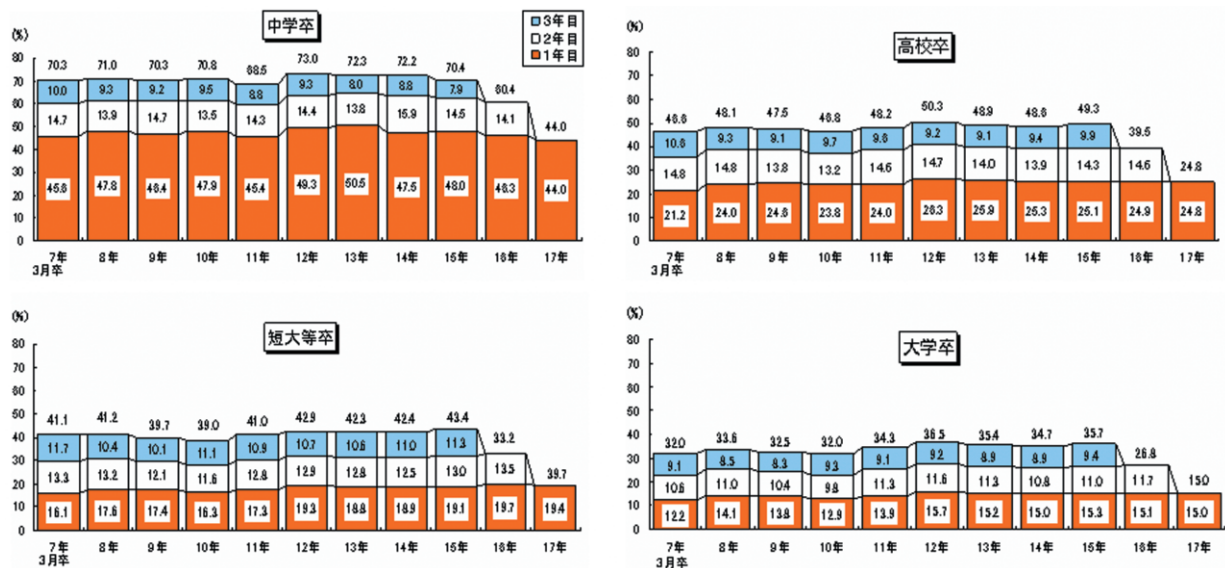
ヤングジョブスクエアよこはま（横浜市）

若者の完全失業率



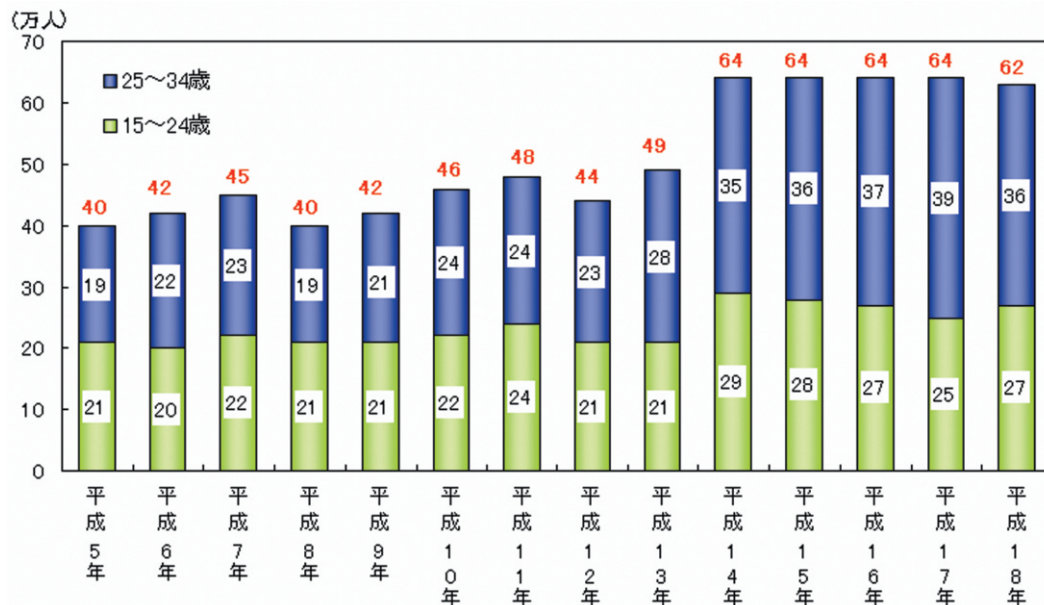
資料出所：総務省統計局「労働力調査」

新規学卒者在職期間別離職率の推移（七、五、三）



資料出所：厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」

若年無業者推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

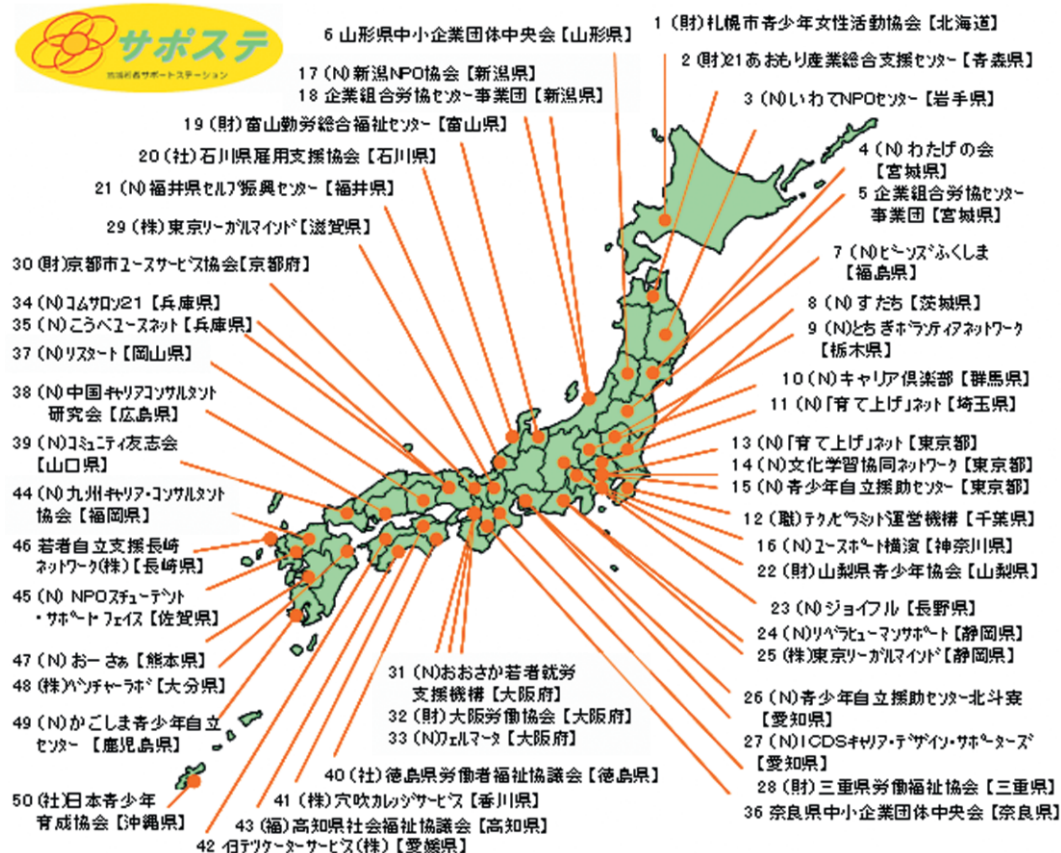
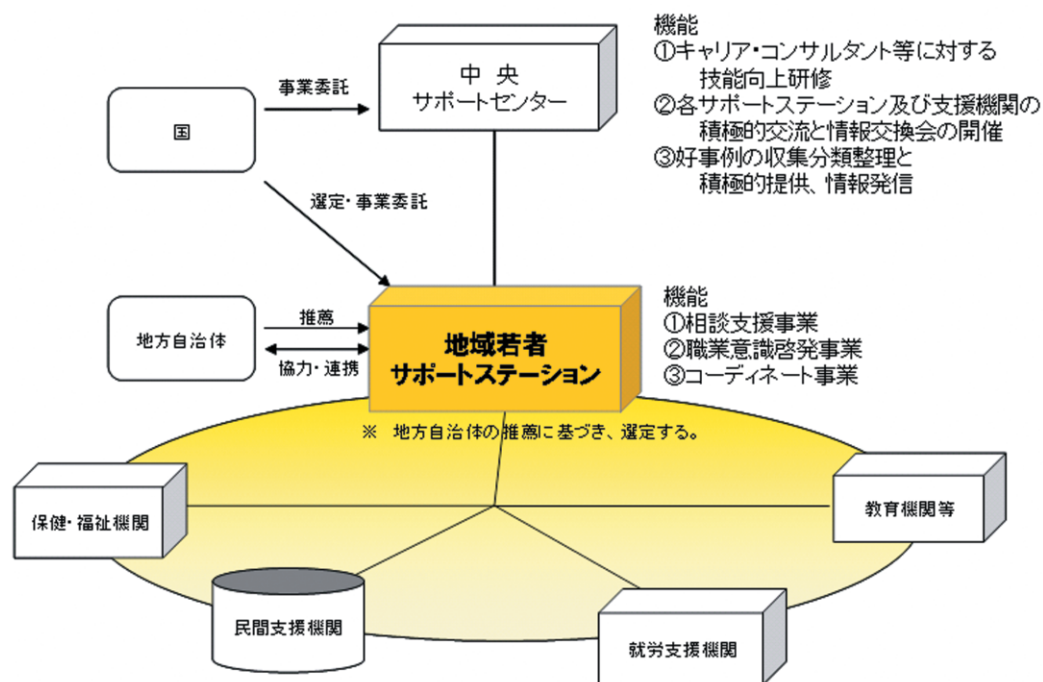
注：1) 若年無業者について、年齢を15歳～35歳に限定し、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計。

2) 「15～24歳計」と、「25～34歳計」は、千単位を四捨五入

若者自立塾



地域若者サポートステーション (50箇所)



ーキャリア形成とキャリア・コンサルティングー

1 キャリア形成とは

「キャリア形成」とは、職務経験や教育訓練の受講などを積み重ねていくことにより段階的に職業能力を形成していくことをいう。

※ キャリアとは一般に、「経歴」、「経験」、「発展」さらには、「関連した職務の連鎖」等と表現され、時間的持続性ないし継続性を持った概念。「職業能力」は「キャリア」を積んだ結果として蓄積。

2 キャリア・コンサルティングの意義

(→参考1)

3 キャリア・コンサルティングとは(→参考2)

「キャリア・コンサルティング」とは、個人が、その適性或職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう、労働者や離転職者等に対して、職業生活の節目などに実施される相談をいう。

具体的には、キャリア・コンサルタントとの相談により、①自らの職業経験の棚卸し（振り返ること）や適性検査等を通じた自己理解、②労働市場や企業に関する情報提供等を通じた職業理解、③職業体験等を通じた職業に対する動機づけ等を行った上で、④今後の職業生活や能力開発に関する目標設定を行い、職業選択や教育訓練の受講等キャリア形成のための主体的な行動に結びつける機能を有する。

4 成功事例

- イ 自動車整備工から整備工場の営業へ
- ロ 営業職から電気工事業を創業

5 活動の場

職業紹介機関、企業、教育訓練機関、市井の有料カウンセリング機関

6 留意点

- イ キャリア・コンサルタントが担うのは、「相談」、「支援」
- ロ メンタルケア
- ハ 組織への働きかけ
- ニ 若者支援の留意点
 - ① 職業経験がない → グループワークなどの啓発的支援
 - ② アセスメント結果を盲信する傾向 → 相談・支援の必要性
 - ③ 目線

参考1

第一に、現下の厳しい雇用失業情勢の下、失業の要因の3分の2が労働需給のミスマッチであり、中でもとりわけ能力のミスマッチの問題が大きいといわれている。こうしたミスマッチを全体として解消するためには、離職者はもちろん、在職者に対しても企業内において、職業情報を提供しつつ、成長分野を念頭に置いた適切なキャリア形成を支援していくことが不可欠である。

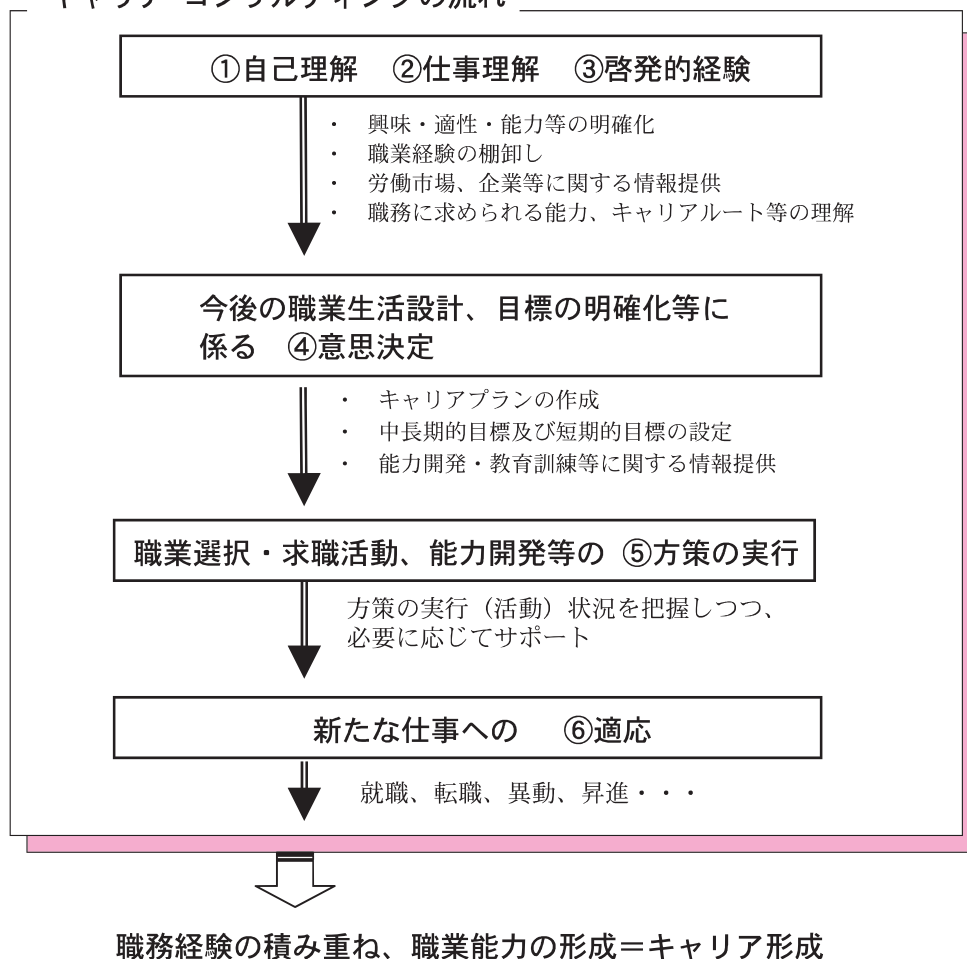
第二に、技術革新の急速な進展、経済のグローバル化等により、急激な産業構造の変化や企業の興廃が進み、労働移動が活発化し、企業を越えて通用する能力が求められている。一方、企業においても、内部組織のフラット化等により、個々の労働者に対し、新たな技術への適応力、問題発見・解決能力等の、幅広い能力が求められるようになっている。このため、従来のような企業主導の能力開発・キャリア形成だけでなく、個々の労働者において、自らキャリア形成を進めていくことが求められている。

上記のように、今後、個人主導のキャリア形成を的確に進めることが不可避となる中で、労働市場に係る多様な情報提供や、個人の職業経験、適性等を踏まえた専門的な相談支援を図る「キャリア・コンサルティング」実施のための体制づくりが求められており、「キャリア・コンサルティング」を担う人材の養成とキャリア・コンサルティングの普及・活用は喫緊の課題といえる。

(厚生労働省「キャリア・コンサルティング実施のために必要な能力等に関する調査研究報告書」(平成14年4月)より抜粋。)

参考2

キャリア・コンサルティングの流れ



キャリア・コンサルタントを中心としたキャリア形成支援の推進（時系列）

1 これまでの取組

平成13年度以前

- 1 「職業指導」「進路指導」からの発展
 - (1) 雇用対策法第13条：職業指導の必要性
 - (2) 学校教育法第36条1項2号（中学）及び第42条1項2号（高校）
 - 教育目標の1つとしての進路指導
（具体的内容は、学習指導要領や進路指導の手引に記載）

平成13年度

- 1 職業能力開発促進法の改正
労働市場の5つのインフラのうちのひとつと位置づけ
（キャリア形成の促進のための支援システムの整備）
- 2 キャリア・コンサルタント5万人養成の推進（H13. 9「総合雇用対策」）
キャリア・コンサルタントの公的養成及び民間による養成
→ 14年度から5年間で官民合わせて5万人の養成が目標
- 3 キャリア形成支援コーナー等の設置
- 4 標準レベルのキャリア・コンサルタントに必要な能力要件策定
（報告書発表は14年度）

平成14年度

- 1 キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の支給対象として、キャリア・コンサルタント能力評価試験の指定を開始
（120hの養成モデルカリキュラムを提示）
- 2 指導レベル（キャリア・コンサルタントに対する指導助言を行う）、導入レベル（自己理解を中心とした日常的なキャリア形成支援を行う）の概念提示

平成15年度

- 1 若年者キャリア形成支援に向けた取組み
 - (1) 「若者自立・挑戦プラン」の策定（H15. 6）
 - (2) 若年者向けキャリア・コンサルタントの能力要件策定（報告書発表は16年度）
 - (3) ヤングジョブスポット、勤労青少年ホームの活用等（継続）
 - (4) （日本版デュアル・システム）
 - (5) （YES－プログラム）
- 2 キャリアコン・サルティング協議会の発足とその後の取組状況
 - (1) 発足日：H16. 3. 21
キャリア・コンサルタント養成講座・能力評価試験実施機関連絡協議会

(H18. 3. 9 キャリア協議会に再編)

- (2) 目 的：①キャリア・コンサルタントの資質確保
②講座・試験のあり方、普及・啓発等に関する検討
- (3) 取組み：キャリア・コンサルタント行動憲章の策定（H16. 7）
ケース検討会トライアルの実施（H16. 10. 2）
キャリア・コンサルタント全国大会の主催
（H18年度はH19. 1. 21の予定）

平成16年度

- 1 熟練キャリア・コンサルタント検討委員会 … 質の確保
 - (1) 一人前のキャリア・コンサルタント＝「熟練キャリア・コンサルタント」の特長を抽出
 - (2) 「熟練キャリア・コンサルタント」の育成過程モデル、選別について検討
- 2 キャリア・コンサルティング導入・展開事例検討委員会 … 場の確保
 - (1) 企業・大学等におけるキャリア・コンサルタント活用の潜在ニーズの掘り起こし
→ 企業・大学等における好事例検討を通じ、キャリア・コンサルティングを実際に導入・展開するにあたってのノウハウ・留意点を整理

※ 平成17年度末までのキャリア・コンサルタント累積養成数は3万6千人

平成17年度

- 1 キャリア・コンサルタントの資質確保体制（スーパービジョン、情報公開等）の整備
- 2 標準レベルキャリア・コンサルタントの能力要件の見直し
- 3 キャリア・コンサルティング導入・展開事例検討（継続）

平成18年度の事業

- (1) キャリア・コンサルタントの公証のあり方に関する検討
- (2) キャリア・コンサルティングの普及の現状に関する調査研究
- (3) キャリア・コンサルタントの能力向上体制
（インターンシップ＋スーパービジョン）体制の整備

2 今後の展望と期待

- (1) キャリア・コンサルタントの公証制度の確立
- (2) キャリア・コンサルタントの職能団体

心理教育相談室のご案内

● 1 . 東京大学大学院教育学研究科心理教育相談室とは ●

東京大学大学院教育学研究科心理教育相談室は、心理的な問題に対する援助に係わろうとする大学院生の実践的な研修の場として設置されました、教育学研究科附属の相談機関です。したがってその相談員は、東京大学大学院の院生を中心として、日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士資格を既に持つか、これから持つべく当大学院で研究・訓練をつんでいる者です。相談員は原則として、教育学研究科の教員の指導を受けながら、相談面接をひき受けています。

● 2 . 相談内容 ●

次のような問題でお困りの方のご相談を受け付けています。乳幼児から成人まで、幅広い年齢層の方、ご本人からばかりでなく、ご家族や保護者からのご相談、学校の先生方からのご相談も受け付けています。

- ・ 漠然とした不安感や無気力、落ち込みなどの心理状態を改善したい
- ・ 自分自身のことをもっとよく理解したい
- ・ 人前で緊張する、過ぎてしまったことをくよくよ考える等、性格的なことを何とかしたい
- ・ 友人や職場の同僚との人間関係上の問題を相談したい
- ・ 家族関係について考えたい
- ・ 親として子どもにどう対応したらよいか困っている
- ・ 学校に行かない、行けない
- ・ 言葉が遅い、多動、集中困難であるなど、発達的な心配がある
- ・ チック、夜尿など気になる行動が見られる
- ・ 反抗・暴力・盗みなどの問題行動がある

● 3 . 相談の種類と料金●

相談援助活動として、次に挙げる 7 種類の相談区分があります。いずれかの相談区分を選択して提案するところから、実際の援助活動が始まります。

- (1) 受付面接 … 問題の概要を聴取して、面接の方針を検討する面接
- (2) カウンセリング … 問題をもっている人に対して行われる継続的な面接
- (3) プレイ・セラピー … 幼児や児童に対して行われるプレイ・セラピーを含む面接
- (4) 保護者面接 … 保護者に対して行われる継続的な面接
- (5) 家族面接 … 家族に対して行われるファミリー・セラピー（家族療法）などを含む面接
- (6) コンサルテーション … 教師等に対して行われるコンサルテーション
- (7) 検査面接 … 心理検査の実施を含む面接

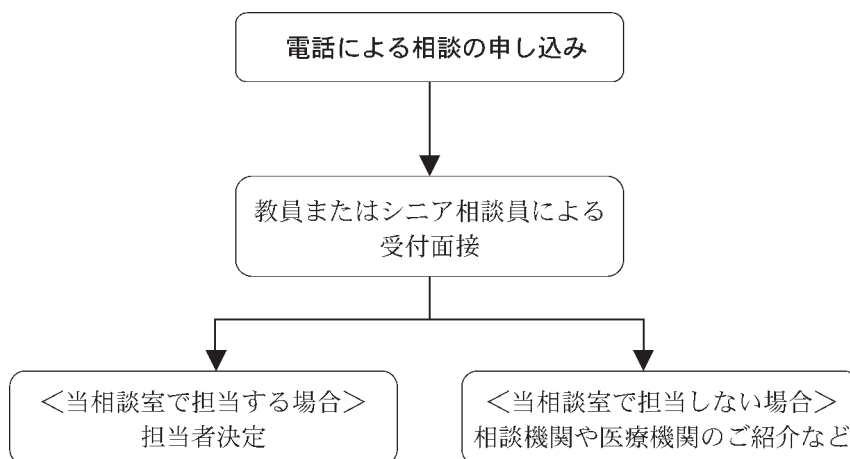
料金表 2007.04.

相談区分	(円)
受付面接	2000
カウンセリング	2000
プレイ・セラピー	2000
保護者面接	1000
家族面接	3000
コンサルテーション	3500
検査面接	2000

*医療機関でないため、健康保険などの適用はありません。

● 4 . 相談申し込みの流れ●

相談は予約制を取っています。まずは電話で申し込み、後日担当者と日時を調整します。詳細については、03-3818-0439もしくは<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/soudan/index.html>を参照してください。



● 5 . 設備 ●

面接室 4 部屋

プレイルーム 2 部屋

待合室

スタッフルーム、ミーティングルームなど



2007年度 活動報告

1. 全般的動向

東京大学大学院教育学研究科附属心理教育相談室の臨床活動は、本研究科附属の相談室において、研究および研修の一環として実施されている。1957（昭和32）年度に開設され、1983（昭和58）年度に心理臨床の教育・研究のための特別施設として有料の相談活動が認められ、相談室運営のための予算措置（相談料金収入に基づく）が講じられるようになった。相談室の関係規則としては、「東京大学大学院教育学研究科心理教育相談室規則」、「同研究科心理教育相談運営委員会内規」、「同研究科心理教育相談室内規」がある。現在、実習施設としては、農学部弥生キャンパスの総合研究棟3階に、面接室4、プレイルーム2、待合室兼事務室1、相談準備室（相談員控え室）1、観察機材設置倉庫1を備えている。また、相談室と隣接して、カンファレンスや演習等を行う演習室と資料室がある。

本相談室には、幼年期から老年期に至るまでの、発達障害、不登校、非行、対人関係や神経症的な問題等を抱えたさまざまな方が来談している。2007年度の相談件数、相談料金収入等については、表に示した。

相談にあたるスタッフは、教育学研究科臨床心理学コースの教員（臨床心理スーパーヴァイザー）、臨床心理学コースの大学院生（相談員）、そして臨床心理士の資格を有し、臨床心理面接を指導するために委託された臨床相談員である。2007年度現在、下山晴彦教授を相談室室長とし、亀口憲治教授、田中千穂子教授、中釜洋子准教授、能智正博准教授、倉光修教授（本務：東京大学学生相談所）が臨床心理スーパーヴァイザーとして指導にあたっている。臨床心理スーパーヴァイザーは月1回の教員会議を開き、相談室運営・指導にかかわる事項について検討する。また、芳川玲子先生（本務：東海大学教授）、滝井有美子先生（本務：情緒障害児短期治療施設 横浜いずみ学園セラピスト）、藤原祥子先生（本務：東京大学理学部・理学系研究科学生支援室 主任）が臨床相談員としてスーパーヴァイズと心理面接を担当しているほか、2名の事務員が電話取り次ぎなどの事務業務を担当している。相談員は修士課程24名、博士課程17名、日本学術振興会特別研究員2名からなり、心理相談活動および相談室運営を行った。

2. 相談活動状況

表1に、過去3年間の新規来談申し込み件数を示す。2007年度の申し込み件数は90件であった。このうち25件はリファーしたケース、一度のガイダンスで終了したケース、および受理することが適切ではないと判断されたケース、相談そのものの取り下げが含まれる。受理面接後に当相談室で継続して面接が行われた新規件数は65件であった。

表2に、過去3年間の新規申込者の年齢別件数を示す。前年度に比べて、就学前児・小学校・中学生の相談件数の若干の増加がうかがえる。

表3に、2007年度の新規来談者年齢別・男女別相談内容を示す。相談内容としては、未成年では発達に関する問題や問題行動についての相談、成人（大学生含む）では気分障害や不安障害などの精神的な問題にまつわる相談や親子関係についての相談が多い。

表4に、新規来談者来談経路を示す。全体の傾向として病院、学校、他の相談機関といった専門機関からの紹介が多い。また個人の紹介においては、当相談室関係者からの紹介が多く、直接来談ではインターネットを見ての来室が多い。

表5に、新規来談者居住区域を示す。小幅な動きはあるものの、全体の傾向は昨年度とほぼ同様であるが、東京に居住している来談者の増加が目立つ。

表6に、今年度の面接の延べ総数を示す。今年度の面接は、全体としては面接数が増加している。特にプレイセラピーの増加が顕著で、続いて、受付面接、カウンセリング、保護者面接の増加が認められる。

表7に、終結・中断・リファーなどの面接経過状況を示す。今年度は、継続面接が大幅に増加している。その他は昨年度とほぼ同様の傾向にあった。

3. その他の活動

その他、教育啓発活動として、前期の学部授業として「心理教育相談（カウンセリング）入門」を開講し、心理教育相談室の運営に携わる5名の教員がオムニバス形式で授業を行った。授業の目的は、心理教育相談室で実施している心理療法やカウンセリングを紹介し、相談室活動を学生に広く知ってもらうことである。また、心理教育相談室年報第2号の発行を行った。

さらに2007年度は、当相談室の創立50周年という記念の年であった。2007年10月13日には、50周年記念公開講座「若者の引きこもりと就労支援」と、創立50周年記念式典を開催した。公開講座では、近藤直司先生（山梨県立精神保健福祉センター・山梨県中央児童相談所）、半田有通先生（厚生労働省）にご講演いただき、精神保健の現場、および行政の立場から見た若者の引きこもりへの支援について討論が交わされた。また、就労支援サポートステーションのスタッフでもある石川京子（修士2年）からも、現場報告が行われた。ひきつづいて当相談室のOB/OGが集い、「創立50周年記念式典」が執り行われた。第1部の記念式典では、金子元久先生（東京大学教育学研究科研究科長）、浅島誠先生（東京大学理事・副学長）からご挨拶とご祝辞をいただき、当相談室室長の下山晴彦教授が相談室の歴史を振り返った。第2部の講演「心理教育相談室の思い出」では、肥田野直先生（東京大学）、越智浩二郎先生（元東京大学客員教授）、飯長喜一郎先生（日本女子大学）が、それぞれ相談室に在籍されていたころの思い出を語られた。第3部のシンポジウム「これからの臨床活動に向けて—社会とのかかわり—」では、シンポジストの高嶋克子先生（東京女子大学）、鵜養美昭先生（日本女子大学）、武田信子先生（武蔵大学）、指定発言の野村東助先生（東京学芸大学）より、今後の臨床活動のあるべき姿についてご提言いただいた。第4部の記念パーティでは、OB/OGの大先輩から第一線で活躍されている先輩、現役の学生までが自由に懇談し、交流を深めた。学生にとっては、自分たちの所属する相談室の歴史を先輩方から直に生き生きと聞き、その先輩方が幅広い領域で活躍する様子を目の当たりにするという、刺激的で有意義な時間を過ごした。

表1 新規来談申し込み件数

	2005年度	2006年度	2007年度
4月	6	5	8
5月	4	5	8
6月	5	10	11
7月	5	8	7
8月	3	4	10
9月	7	6	6
10月	5	8	8
11月	8	14	8
12月	5	5	7
1月	3	2	10
2月	2	6	7
3月	6	1	0
計	59	74	90

表 2 新規申込者年齢別・男女別件数

	2005年度								計	2006年度								計	2007年度								計	
	男子				女子					男子				女子					男子				女子					
	本人	親	並行	家族	本人	親	並行	家族		本人	親	並行	家族	本人	親	並行	家族		本人	親	並行	家族	本人	親	並行	家族		
就学前児	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	4	0	0	0	4	0	8	
小学生	0	1	4	1	2	0	2	0	10	0	0	4	1	1	1	2	0	9	0	0	7	0	0	5	1	0	13	
中学生	0	1	2	3	1	0	1	1	9	0	3	1	1	0	3	3	2	13	0	1	7	1	1	0	7	0	17	
高校生	0	3	0	1	0	0	3	2	9	1	1	0	1	1	0	1	1	6	0	1	2	0	0	0	2	3	8	
他未成年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	3	
浪人生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	
大学生	1	0	0	0	0	0	1	0	2	3	1	0	0	3	0	1	0	8	2	2	0	0	3	0	1	0	8	
成人	20～29	0	0	0	3	8	0	1	0	12	2	3	1	0	8	0	1	0	15	1	2	1	0	9	1	0	1	15
	30～39	2	0	0	0	2	1	0	0	5	2	1	1	1	10	0	0	0	15	3	0	0	0	2	0	0	2	7
	40～59	3	0	0	0	2	2	1	0	8	1	0	0	1	3	0	0	0	5	3	0	0	0	6	0	0	0	9
	60～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	0	0	3	12	3	2	0	25	5	4	2	2	21	0	1	0	35	7	2	1	0	17	1	0	3	31
合計	6	5	10	8	15	3	9	3	59	9	9	10	5	26	4	8	3	74	9	8	21	1	21	7	17	6	90	

表 3 新規来談者年齢別・男女別相談内容

	相談内容	
	男	女
就学前児	発達の問題 2 言葉の問題 2	言葉の問題 2 家庭内の問題 1 登園しぶり 1
小学生	発達の問題 2 家庭内の問題 1 学校での問題 1 チック 1 問題行動 1 両親のDV 1	発達の問題 3 場面緘黙 1 強迫性障害 1
中学生	発達の問題 4 不登校 2 いじめ 1 強迫性障害 1 対人スキル 1	発達の問題 1 不登校 2 いじめ 1 学校での問題 1 対人関係 1 強迫性障害 1 パニック障害 1
高校生	発達の問題 1 不登校 1 不安 1	不登校 1 摂食障害 1 過呼吸症候群 1 睡眠障害 1
他未成年	ひきこもり 1 進路 1	ひきこもり 1 発達の問題 1
大学生	うつ 1 不安 2 無気力 1	うつ 1 気分障害 1 身体症状 1 自身のこと 1
成人	うつ 4 統合失調症 1 無気力 1 強迫性障害 1 親子関係 1 夫婦関係 1 職場での対人関係 1 コンサルテーション 1	うつ 3 気分障害 1 不安 2 ひきこもり 1 摂食障害 2 過呼吸症候群 1 親子関係 7 家族関係 2 夫婦関係 1 自身のこと 1 異文化ストレス 1

表 4 新規来談者来談経路

各種機関	幼稚園・学校より紹介	12
	医療機関より紹介	17
	他の相談機関より紹介	10
	上記以外のサービス機関より紹介	0
個人の紹介	クライアントより	4
	当相談室関係者より	11
	東大教官・学生より	2
	他大教官・学生より	2
	その他（知人・家族）	4
直接	本を読んで	4
	再 来	3
	インターネット	18
	講演会・公開講座	2
そ の 他		1
計		90

表 5 新規来談者居住地域

	東京	千葉	埼玉	神奈川	その他	不明	計
2005年度	40	4	2	9	4		59
2006年度	53	7	5	9	0		74
2007年度	69	6	7	3	4	1	90

表 6 面接の延べ総数

	2005年度	2006年度	2007年度
受付面接	57	70	89
カウンセリング	335	441	570
プレイセラピー	78	139	306
保護者面接	115	164	347
家族面接	219	90	101
コンサルテーション	0	0	1
検査面接	3	4	11
計	807	908	1425

表 7 面接経過状況

受理年度		継続	終結	中断	紹介	不来談	初回のみ	計
2007年度	本人	42	5	7	3	6	7	70
	家族	37	5	3	4	2	8	59
2006年度	本人	9	5	6				20
	家族	6	4	4				14
2005年度	本人	5	0	2				7
	家族	5	0	1				6
2004年度	本人	0	0	0				0
	家族	1	1	1				3
2003年度以前	本人	4	1	0				5
	家族	3	2	0				5
合 計		112	23	24	7	15	15	189

家族面接を主として行っているケースについては、家族を単位として数えています。
その他の場合は家族と本人を別々に数えています。

心理教育相談室の構成（2008年度）

心理教育相談室運営小委員会

委員長 市川 伸一（教育学研究科教授 総合教育科学専攻長 教育心理学コース）
委員 根本 彰（教育学研究科教授 生涯学習基盤経営コース）
委員 下山 晴彦（教育学研究科教授 臨床心理学コース）
委員 多賀厳太郎（教育学研究科准教授 身体教育学コース）
委員 中釜 洋子（教育学研究科准教授 臨床心理学コース）
委員 能智 正博（教育学研究科准教授 臨床心理学コース）

室長

下山 晴彦

臨床心理スーパーヴァイザー

下山 晴彦
田中千穂子（教育学研究科教授 臨床心理学コース）
中釜 洋子
能智 正博
林 直樹（教育学研究科客員教授 連携併任分野／都立松沢病院精神科部長）

臨床相談員

芳川 玲子（東海大学文学部心理社会学科教授）
瀧井有美子（情緒障害児短期治療施設 横浜いずみ学園セラピスト）
藤原 祥子（東京大学理学系研究科・理学部 学生支援室相談特任助教）
北島 歩美（日本女子大学カウンセリングセンター 准教授）

相談員

博士課程3年 大西真美 小野田奈穂 張磊 森岡さやか 慶野遙香
博士課程2年 足立英彦 海老根理絵 坂口健太 土屋瑛美 中坪太一郎 西村詩織 平林恵美
博士課程1年 曲曉艶 熊坂沙織 須川聡子 高岡昂太 長利玲子 野田香織 橋本望 藤岡勲 割沢靖子
修士課程2年 綾城初穂 鴛渕るわ 川邊陽子 白木治代 末木新 高宮晶子 高山由貴 永野千恵
平野真理 藤平敏夫 藪垣将 山本涉 吉田沙蘭
修士課程1年 梅垣佑介 梅澤史子 倉光洋平 先光毅士 曾山いづみ 堤亜美 原直子 原田満里子
広津佑実子 福永宏隆 八巻絢子 山田哲子 李健實

相談補佐員

二井 奏子
増山 幸子
林 潤一郎

東京大学大学院教育学研究科 心理教育相談室年報 第3号

2008年9月30日 発行

発行者 東京大学大学院教育学研究科
心理教育相談室
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
Tel (03) 3818-0439
